

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 213 件

国民年金関係 24 件

厚生年金関係 189 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 83 件

国民年金関係 25 件

厚生年金関係 58 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から54年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から54年3月まで

私は、昭和53年4月末か5月上旬に国民年金に任意加入し、付加保険料を含む国民年金保険料を郵便局で納付していた。申立期間の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間直後の昭和54年4月から第3号被保険者となる前の61年3月までの期間については付加保険料を含む保険料を納付している。

また、申立人は、昭和53年5月8日に任意加入手続をし、同月に付加保険料納付の申出を行っていることがオンライン記録で確認できること、申立人が当該期間当時に納付したとする金額は、申立期間の付加保険料を含む保険料額とおおむね一致することなど申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から同年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間を含む昭和42年4月から45年3月までの36か月分の保険料を納付してくれ、私はその領収証書も所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和44年4月に払い出されており、申立人は、申立期間（3か月）及び厚生年金保険加入期間（3か月。当該期間も国民年金保険料が納付されたが、後に還付されている。）を除き、20歳になった42年*月から60歳到達時までの保険料はすべて納付済みであり、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料納付をしたとする母親は、保険料を完納している。

また、申立人が所持する納付書・領収証書により、申立期間を含む昭和42年4月から45年3月までの期間の保険料は45年5月18日に過年度納付されていることが確認できる。当該納付書・領収証書に記載された保険料の金額は、納付期間の保険料の金額に合致せず、一部不足する誤りが認められ、このため申立期間が未納期間として処理された可能性が考えられるが、申立人に連絡が行われずに未納期間として処理されたとは考えにくく、上記のとおり母親の保険料納付の意識が高かったことを考えれば、母親は保険料の不足額の納付勧奨等の連絡を受けて納付したものと考えるのが自然である。

なお、上記の過年度納付をした保険料のうち昭和42年度分については、時効期間経過後に納付されているが、納付書・領収証書により納付の事実が認められ、長期間国庫歳入金として扱われてきたことから、還付とせず、保険料を納付していたものとして取り扱うべきである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年3月まで

私の父は、私が20歳になった時に兄二人と同様に、国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付してくれていたと母から聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人が20歳時の昭和42年2月ころに払い出されており、当該払出時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録により、申立期間当時同居していた両親は、国民年金制度発足当初から保険料をほぼすべて納付していること、兄二人も20歳到達時に加入手続きをし、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられず、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になった昭和 44 年*月に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。実家から転出後は、私が区役所から送付された納付書により、区の出張所で毎月保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人は 20 歳から当該期間直前の 52 年 12 月までの国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の戸籍附票によると、申立人は実家があった町から 52 年 8 月に転出しており、特殊台帳により、59 年 5 月に転出先の区を所轄する社会保険事務所(当時)に国民年金被保険者台帳が移管されていることが確認でき、昭和 52 年度の納付書は当該年度当初に転出前の町において発行されていたものと推察される。このため、申立人の母親が当該期間の保険料を納付することは可能であったものと考えられる上、申立人が転出した後の 52 年 8 月から当該期間直前の同年 12 月までの保険料は納付済みであり、申立人の保険料を納付していたとする母親は、当該期間の保険料が納付済みであるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間については、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、母親が申立人の保険料をいつまで納付していたのか納付状況は不明であると説明しており、母親は、

当時の納付状況に関する記憶が、申立人は、当該期間の保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、昭和 55 年 7 月に、転出先の区で新たに申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されているものの、当該手帳記号番号と連番で払い出されている申立人の同僚の納付記録は申立人と同じく 55 年 4 月から納付済みとなっており、申立人は、さかのぼって保険料を納付したことは無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、国民年金の任意加入手続を行い、第3号被保険者となるまで国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年5月31日に国民年金に任意加入した後、申立期間を除き60歳到達時までの国民年金保険料を納付しており、任意加入してから61年4月1日に第3号被保険者になるまでの間に任意加入被保険者資格を喪失したことは、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録のいずれでも確認できず、申立人は申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった。

また、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致しており、申立人が申立期間当時居住していた市では、未納期間のある任意加入者に対して現年度保険料の納付勧奨を行っていたとしているが、申立人及びその夫は、納付勧奨の連絡を受けた記憶が無いと説明しているほか、申立期間当時には申立人の住所や夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から47年3月まで
② 昭和62年1月から63年4月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料は、独身の時は母親が行い、昭和42年7月の結婚後は元夫が行った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和46年7月から47年3月までの期間については、申立人の国民年金の手帳記号番号は47年1月に夫婦連番で払い出されており、その時点では当該期間の国民年金保険料を納付することは可能であり、申立人の当該期間の保険料を納付していたとする申立人の元夫は、当該期間の保険料の一部が納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和42年4月から46年6月までの期間については、申立人の母親及びその元夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする母親及びその元夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が定かでないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人の元夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、元夫が厚生年金保険を喪失した昭和62年1月に国民年金の再加入手続は行っていないと説明している。また、当該期間の保険料を

納付していたとする元夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明であるほか、当該期間は平成20年9月に記録が訂正されるまで、第3号被保険者期間であるなど、元夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月から同年12月まで

私は会社を退職後の昭和61年9月に婚姻し、実家から市内の別の地に転居した。実家か転居先に国民年金保険料の納付書が届いたので、実家の母親と相談し厚生年金保険とつなげるために近所の郵便局で2回から3回に分けて国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻前の昭和61年7月ごろに払い出されており、申立人の所持する年金手帳も婚姻前に発行されていたことが確認でき、当該時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であった。

また、申立人は、納付書類が届き母親と相談して厚生年金保険と国民年金とをつなげるために結婚後に自宅近くの郵便局で保険料を納付したと具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7845

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月及び同年8月

私は、昭和59年6月末に会社を退職した後、母と区役所出張所へ年金相談に行った際、2か月間の国民年金保険料が未納であることを指摘され、その時に2か月分の保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持する年金手帳には、昭和59年6月30日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得した旨の記載がみられ、申立人は、申立期間当時居住していた区において国民年金の加入手続を行い、その後、昭和59年12月*日の離婚に伴い、転居した先の区において国民年金の任意資格を喪失するとともに、強制被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、区の国民年金担当者から、申立期間の保険料について「2か月間が空いているので、年金の期間がつかない。2か月分を納付すればつながる。」と言われたことを具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7846

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から3年8月まで

私は、申立期間当時は住民票を実家に移し、海外に行っており、国民年金保険料は母親が納付した。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月間と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、平成2年9月16日に海外に出国し、3年9月19日に帰国していることがパスポートにより確認できるが、申立人の住所は2年9月25日に母親が居住している実家に住所を移してあり、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料の納付金額、納付場所について具体的に説明しており、その内容は当時の状況とおおむね合致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7847

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、婚姻後、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、加入後は私か妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間の1回のみであり、申立人は、国民年金発足当初から国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び申立人の仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで

私の夫は、婚姻後、夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、加入後は私か夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、昭和38年4月以降、申立期間を除き、60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和38年11月ごろに払い出されており、当該払出時点では、36年10月以降の保険料は過年度納付することは可能であるが、申立人の夫は当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人及びその夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号は上記のとおり昭和38年11月ごろに払い出されており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から58年3月まで

私は、昭和58年春に国民年金の加入手続を行い、加入後に国民年金保険料を10万円と4万円ぐらいの2度に分けて、20歳までさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みである。また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された58年5月時点では、申立期間のうち56年4月から58年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立人は、国民年金の加入契機、加入場所等の加入手続の状況及び過年度保険料の納付方法、納付金額、納付場所等の納付状況を具体的に説明しており、当時の過年度保険料の納付方法等と合致している上、加入手続した際に最初にさかのぼって納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち昭和54年12月から56年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、2回目の保険料納付は更に20歳時までさかのぼったとしているが、上記の手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、納付したとする金額は当該期間の保険料額と相違しており、過年度納付されている申立期間後の58年4月から同年9月までの期間の保険料額と一致していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から50年9月まで

私は、昭和49年6月の転居後、しばらくして国民年金の住所変更手続きを行った。その後、役所から過去の未納分保険料の納付書が送付されてきたので、その納付書により金融機関で保険料（2から3万円ぐらい）をまとめて納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に任意加入後は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立人が住所変更手続きを行った昭和50年10月時点では、申立期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であり、申立人は、住所変更手続きの際に未納分の保険料について説明を受け、その後、納付書が送付され、その納付書により金融機関で保険料をまとめて納付したと具体的に説明しており、当時の保険料の納付方法と合致している。

さらに、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間、49年7月から同年9月までの期間及び49年12月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月から40年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで
③ 昭和49年7月から同年9月まで
④ 昭和49年12月から50年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、母と私の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が私だけ未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、それぞれ6か月、3か月及び4か月と短期間であり、国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の母親は当該期間の保険料が納付済みである上、申立期間③及び④については、それぞれ前後の期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年8月時点では、当該期間は過年度納付する必要があるが、申立人は保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親は、当該期間の保険料の納付方法及び納付額の記憶が曖昧であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間、49年7月から同年9月までの期間及

び昭和 49 年 12 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していた
ものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月までの期間、63 年 2 月及び同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 5 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 2 月及び同年 3 月

私の母は私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を父親名義の口座から口座振替で納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 62 年 6 月時点で、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、オンライン記録によると、62 年 6 月 29 日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該過年度納付書には当該期間の保険料が含まれていたと考えられ、当該納付書により、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であった。

また、オンライン記録により、当該期間前後の保険料は過年度納付及び現年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

2 申立期間③については、2 か月と短期間であり、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 62 年 6 月時点で、保険料を現年度納付することが可能な期間である上、当該期間後の保険料がすべて納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

3 一方、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び口座振替の

手続を行っていたとする母親は、加入手続時期、加入手続場所及び納付方法の記憶が曖昧であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から62年3月までの期間、63年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から40年3月まで

私は、誰から言われたかは憶^{おぼ}えていないが、さかのぼって国民年金保険料を支払わないと年金が受給できないと言われ、昭和43年4月2日に39年7月以降の未納であった夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、夫婦連番で払い出されており、昭和42年4月から46年12月までの夫婦二人の保険料が同一日に納付されていることから、基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられる上、申立人は申立期間直後の40年4月から42年3月までの期間を過年度納付しているのが確認でき、一緒に納付していた妻についても申立期間を含む39年7月から42年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることを踏まえると、申立期間についても一緒に納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年12月までの期間及び59年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から同年12月まで
② 昭和59年7月から同年9月まで

私達夫婦は、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を納付しており、保険料を納付したとする金額が記載されている給与所得の源泉徴収票等を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月及び3か月といずれも短期間であり、申立期間の前後の期間の保険料はいずれも納付済みであり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする金融機関は、当時、保険料の収納業務を行っていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間を含む昭和58年分及び59年分の給与所得者の保険料控除申告書の写し及び給与所得の源泉徴収票を所持しており、当該申告書の写しに記載されている国民年金保険料の支払額は当時の保険料額と一致する上、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載されている申告による控除分の額は、当該各年の国民年金保険料額を含む社会保険料額に一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間①直前の昭和57年4月から58年6月までの保険料納付記録は、平成21年10月15日に追加されているなど、申立人の納付記録の管理が適切に行われていなかった状況もみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年12月までの期間及び59年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から同年12月まで
② 昭和59年7月から同年9月まで

私達夫婦は、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を納付しており、保険料を納付したとする金額が記載されている給与所得の源泉徴収票等を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月及び3か月といずれも短期間であり、申立期間の前後の期間の保険料はいずれも納付済みであり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする金融機関は、当時、保険料の収納業務を行っていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間を含む昭和58年分及び59年分の給与所得者の保険料控除申告書の写し及び給与所得の源泉徴収票を所持しており、当該申告書の写しに記載されている国民年金保険料の支払額は当時の保険料額と一致する上、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載されている申告による控除分の額は、当該各年の国民年金保険料額を含む社会保険料額に一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間①直前の昭和57年4月から58年6月までの保険料納付記録は、平成21年10月15日に追加されているなど、申立人の納付記録の管理が適切に行われていなかった状況もみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月及び同年5月、49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月及び同年5月
② 昭和49年2月及び同年3月

私の父は、私が会社を退職して実家に帰った昭和46年に、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた。当該期間直後の46年6月から同年9月までの期間は、所持していた領収証書により納付済期間に記録訂正されている。また、申立期間②については、49年2月に任意加入して自身で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、2か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年5月時点で、国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である上、当該期間直後の46年6月から同年9月までの納付記録は平成21年7月に未納から納付済みに訂正されていること、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金制度発足当時から60歳に至るまで保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間②については、2か月と短期間であり、任意加入した昭和49年2月時点で、保険料を現年度納付することが可能な期間である上、当時、申立人が加入手続きを行い、保険料を納付していたとする区役所出張所は、当該期間当時、国民年金の加入手続き及び収納事務を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7873

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から38年3月まで

私は、区の集金人から勧められて国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和38年7月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、当時、申立人が居住していた地域では過年度保険料を徴収するため、集金人による戸別訪問を実施していたことなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの期間及び49年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年6月まで
② 昭和49年10月から同年12月まで

私は、会社を退職後に国民年金に加入し、60歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間のいずれも前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人は、申立期間直前の昭和49年1月に転居しているが、転居先の区の国民年金被保険者名簿索引票及び転入者台帳整理カードから、住所変更手続を適切に行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、自宅に来ていた集金人から、国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞き、それまで未納となっていた期間の保険料を2、3回に分けて集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書から、申立人は、申立期間直後の昭和40年4月から42年3月までの保険料を第1回特例納付により集金人に納付していることが確認できる。

また、申立人は、未納となっていた期間の保険料を2、3回に分けて納付したとしており、当該領収証書に記載された金額をこのほかに2回特例納付した場合の金額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額に一致すること、申立人は、上記の特例納付後、保険料をすべて納付しており、昭和57年4月から60歳到達時までの期間については、付加保険料を含む保険料を納付していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和43年5月から49年1月までの期間及び49年5月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から49年1月まで
② 昭和49年5月から50年9月まで

私は、区役所国民年金課の職員に勧められ国民年金に加入し、国民年金保険料は区役所に出前に行った際に国民年金課の窓口で納付した。途中納付しなかった時もあるが、就職するまでは保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、飲食物を届けるため出前に行っていた区役所の国民年金課職員から、「二十歳の誕生月になったら国民年金に加入しなさい。」と言われ、昭和43年*月の誕生月に区役所に出向き国民年金の加入手続をしたと説明するなど、国民年金に加入した経緯に関する記憶は具体的であり、申立期間当時に所持していたとする国民年金手帳の表紙の色、大きさ及び印紙検認欄等に関する記憶も具体的である。

また、申立人は、区役所窓口で国民年金保険料を納付し、その際区役所の職員が領収書に金額を記載し領収印のスタンプを押してくれ、後で国民年金手帳に領収書を貼^はっておくように言われたとする記憶も具体的であり、当時の現年度保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から57年3月まで

私の夫は、結婚直後、私の国民年金の住所変更手続きを行い、その後は夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金の住所変更手続き及び保険料の納付を行っていたとする夫は、申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和54年10月*日に結婚した直後に夫が申立人の国民年金の住所変更手続きを行い、その後の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しており、申立人が婚姻前に居住していた市が作成した申立人の国民年金被保険者名簿には、「昭和54年8月6日手帳交付、54年8月より納付書発行」と記載されており、申立人が婚姻後に居住した市においても、申立人は、婚姻時に適切に住所異動を行い、申立人が所持する年金手帳には、当該市に住所変更した日が「昭和54年10月15日」と記載されているほか、夫婦二人分の保険料を納付していたとする夫の保険料の納付日が確認できる昭和53年度から55年度までの保険料は、当該期間において6か月又は3か月ごとに定期的に納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和48年12月25日から49年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間については、関連会社であるC社からA社に転籍した時期であるが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立期間に係る「人事異動通知」、同社の総務担当者の供述等から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年12月25日に関連会社であるC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年1月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかし、A社は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準報酬月額
10324	男		昭和 20 年生		8 万 6,000 円
10325	女		昭和 20 年生		7 万 2,000 円
10326	男		昭和 23 年生		6 万 8,000 円
10327	女		昭和 18 年生		7 万 2,000 円
10328	男		昭和 25 年生		6 万 4,000 円
10329	男		昭和 24 年生		6 万 8,000 円
10330	男		昭和 13 年生		17 万 円
10331	男		昭和 17 年生		9 万 2,000 円
10332	男		昭和 25 年生		6 万 8,000 円
10333	男		昭和 5 年生		19 万 円
10334	男		昭和 23 年生		7 万 2,000 円
10335	男		昭和 23 年生		7 万 2,000 円
10336	男		昭和 19 年生		9 万 2,000 円
10337	男		昭和 16 年生		8 万 円
10338	男		昭和 24 年生		6 万 8,000 円
10339	男		昭和 24 年生		6 万 8,000 円
10340	男		昭和 14 年生		11 万 8,000 円
10341	男		昭和 22 年生		7 万 6,000 円
10342	女		昭和 25 年生		6 万 4,000 円
10343	男		昭和 18 年生		8 万 6,000 円
10344	男		昭和 14 年生		14 万 2,000 円
10345	男		昭和 26 年生		6 万 4,000 円
10346	男		昭和 24 年生		6 万 8,000 円
10347	男		昭和 21 年生		8 万 円
10348	男		昭和 22 年生		7 万 6,000 円
10349	男		昭和 25 年生		6 万 8,000 円
10350	男		昭和 22 年生		7 万 2,000 円
10351	女		昭和 24 年生		6 万 4,000 円
10352	男		昭和 30 年生		5 万 6,000 円
10353	男		昭和 19 年生		8 万 円
10354	男		昭和 19 年生		7 万 6,000 円
10355	男		昭和 10 年生		12 万 6,000 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準報酬月額
10356	男		昭和 25 年生		6 万 4,000 円
10357	男		昭和 23 年生		7 万 2,000 円
10358	男		昭和 19 年生		9 万 2,000 円
10359	男		昭和 19 年生		8 万 円
10360	男		昭和 23 年生		6 万 4,000 円
10361	男		昭和 17 年生		9 万 8,000 円
10362	男		昭和 25 年生		6 万 4,000 円
10363	男		昭和 21 年生		7 万 6,000 円
10364	男		昭和 21 年生		7 万 6,000 円
10365	男		昭和 26 年生		6 万 円
10366	男		昭和 20 年生		8 万 6,000 円
10367	男		昭和 23 年生		6 万 8,000 円
10368	男		昭和 19 年生		8 万 円
10369	男		昭和 23 年生		7 万 2,000 円
10370	男		昭和 23 年生		6 万 8,000 円
10371	男		昭和 23 年生		6 万 8,000 円
10372	男		昭和 21 年生		8 万 円
10373	男		昭和 20 年生		8 万 円
10374	男		昭和 28 年生		6 万 円
10375	男		昭和 23 年生		6 万 8,000 円
10376	男		昭和 26 年生		6 万 8,000 円
10377	男		昭和 21 年生		8 万 6,000 円
10378	男		昭和 8 年生		14 万 2,000 円
10379	男		昭和 8 年生		13 万 4,000 円
10380	男		昭和 24 年生		6 万 4,000 円
10381	男		昭和 21 年生		8 万 円
10382	男		昭和 28 年生		5 万 6,000 円
10383	男		昭和 20 年生		8 万 6,000 円
10384	男		昭和 10 年生		17 万 円
10385	男		昭和 20 年生		9 万 2,000 円
10386	男		昭和 14 年生		8 万 6,000 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準報酬月額
10387	男		昭和 19 年生		7 万 2,000 円
10388	男		昭和 25 年生		6 万 円
10389	男		昭和 28 年生		5 万 6,000 円
10390	男		昭和 19 年生		7 万 6,000 円
10391	男		昭和 22 年生		6 万 4,000 円
10392	男		昭和 20 年生		8 万 6,000 円
10393	男		昭和 15 年生		14 万 2,000 円
10394	男		昭和 23 年生		7 万 2,000 円
10395	男		昭和 27 年生		6 万 4,000 円
10396	男		昭和 11 年生		17 万 円
10397	男		昭和 12 年生		20 万 円
10398	男		昭和 14 年生		14 万 2,000 円
10399	男		昭和 26 年生		6 万 4,000 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は125万6,000円、19年6月15日は135万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は125万6,000円、19年6月15日は135万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ていたため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は125万6,000円、19年6月15日は135万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は125万6,000円、19年6月15日は135万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は82万1,000円、19年6月15日は120万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は82万1,000円、19年6月15日は120万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出たため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は82万1,000円、19年6月15日は120万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は82万1,000円、19年6月15日は120万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 10402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は114万円、19年6月15日は118万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は114万円、19年6月15日は118万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出たため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は114万円、19年6月15日は118万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成 18 年 12 月 15 日は 114 万円、19 年 6 月 15 日は 118 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は98万5,000円、19年6月15日は102万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は98万5,000円、19年6月15日は102万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出たため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は98万5,000円、19年6月15日は102万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は98万5,000円、19年6月15日は102万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は63万7,000円、19年6月15日は66万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は63万7,000円、19年6月15日は66万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ているため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は63万7,000円、19年6月15日は66万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は63万7,000円、19年6月15日は66万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は60万8,000円、19年6月15日は62万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は60万8,000円、19年6月15日は62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ていたため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は60万8,000円、19年6月15日は62万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は60万8,000円、19年6月15日は62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は57万9,000円、19年6月15日は60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は57万9,000円、19年6月15日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出たため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は57万9,000円、19年6月15日は60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は57万9,000円、19年6月15日は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は63万7,000円、19年6月15日は66万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は63万7,000円、19年6月15日は66万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出たため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は63万7,000円、19年6月15日は66万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は63万7,000円、19年6月15日は66万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は58万9,000円、19年6月15日は61万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は58万9,000円、19年6月15日は61万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ていたため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は58万9,000円、19年6月15日は61万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は58万9,000円、19年6月15日は61万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は57万9,000円、19年6月15日は57万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は57万9,000円、19年6月15日は57万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出たため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は57万9,000円、19年6月15日は57万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は57万9,000円、19年6月15日は57万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は58万9,000円、19年6月15日は78万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は58万9,000円、19年6月15日は78万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ているため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は58万9,000円、19年6月15日は78万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は58万9,000円、19年6月15日は78万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は91万8,000円、19年6月15日は95万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は91万8,000円、19年6月15日は95万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ていたため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は91万8,000円、19年6月15日は95万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は91万8,000円、19年6月15日は95万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は58万9,000円、19年6月15日は80万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は58万9,000円、19年6月15日は80万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出たため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は58万9,000円、19年6月15日は80万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は58万9,000円、19年6月15日は80万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は62万8,000円、19年6月15日は65万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は62万8,000円、19年6月15日は65万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ているため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は62万8,000円、19年6月15日は65万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は62万8,000円、19年6月15日は65万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は57万9,000円、19年6月15日は60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は57万9,000円、19年6月15日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ていたため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は57万9,000円、19年6月15日は60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は57万9,000円、19年6月15日は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は101万4,000円、19年6月15日は105万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は101万4,000円、19年6月15日は105万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ていたため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は101万4,000円、19年6月15日は105万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は101万4,000円、19年6月15日は105万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は77万3,000円、19年6月15日は80万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は77万3,000円、19年6月15日は80万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出たため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は77万3,000円、19年6月15日は80万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は77万3,000円、19年6月15日は80万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は48万3,000円、19年6月15日は50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は48万3,000円、19年6月15日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ていたため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は48万3,000円、19年6月15日は50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は48万3,000円、19年6月15日は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は28万円、19年6月15日は32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は28万円、19年6月15日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出たため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は28万円、19年6月15日は32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は28万円、19年6月15日は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は14万4,000円、19年6月15日は30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は14万4,000円、19年6月15日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ていたため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は14万4,000円、19年6月15日は30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は14万4,000円、19年6月15日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成18年12月15日は28万9,000円、19年6月15日は48万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月15日は28万9,000円、19年6月15日は48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ていたため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、平成18年12月15日は28万9,000円、19年6月15日は48万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は28万9,000円、19年6月15日は48万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、65 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成 19 年 6 月 15 日の標準賞与額に係る記録を 65 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 15 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ていたため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、65 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、65 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成19年6月15日の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ていたため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、70万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成19年6月15日の標準賞与額に係る記録を70万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年6月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出たため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、70万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、70万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、77万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成18年12月15日の標準賞与額に係る記録を77万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ていたため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、77万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から77万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、58万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成18年12月15日の標準賞与額に係る記録を58万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤った標準賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ていたため、適正な保険料が納付されていない状態であった。正しい標準賞与額に基づく保険料は時効により納付できず、厚生年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、58万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から58万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 10426～10447（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

＜申立期間＞（別添一覧表参照）の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は既に記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は年金の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除項目一覧表」から、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、＜申立期間＞（別添一覧表参照）の標準賞与額については、「支給控除項目一覧表」の厚生年金保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10426	男		昭和47年生		平成15年7月16日	71万6,000円
					平成16年8月6日	71万6,000円
10427	女		昭和32年生		平成15年7月16日	72万6,000円
					平成16年8月6日	77万6,000円
10428	女		昭和48年生		平成15年7月16日	42万4,000円
					平成16年8月6日	46万円
10429	女		昭和46年生		平成15年7月16日	74万9,000円
					平成16年8月6日	74万9,000円
10430	男		昭和36年生		平成15年7月16日	99万9,000円
					平成16年8月6日	99万9,000円
10431	女		昭和44年生		平成15年7月16日	50万3,000円
					平成16年8月6日	50万3,000円
10432	男		昭和49年生		平成15年7月16日	65万6,000円
					平成16年8月6日	65万6,000円
10433	男		昭和38年生		平成15年7月16日	82万8,000円
					平成16年8月6日	82万8,000円
10434	男		昭和49年生		平成15年7月16日	68万7,000円
					平成16年8月6日	71万8,000円
10435	女		昭和47年生		平成15年7月16日	40万円
10436	男		昭和53年生		平成15年7月16日	40万円
					平成16年8月6日	52万円
10437	男		昭和52年生		平成15年7月16日	38万円
					平成16年8月6日	38万円
10438	男		昭和45年		平成15年7月16日	35万円
					平成16年8月6日	68万7,000円
10439	男		昭和32年		平成15年7月16日	22万9,000円
					平成16年8月6日	137万5,000円
10440	男		昭和41年生		平成15年7月16日	85万4,000円
					平成16年8月6日	85万4,000円
10441	男		昭和42年生		平成15年7月16日	81万9,000円
					平成16年8月6日	81万9,000円
10442	里		昭和48年		平成15年7月16日	88万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10442	男		昭和40年		平成16年8月6日	88万円
10443	男		昭和41年		平成15年7月16日	85万5,000円
					平成16年8月6日	85万5,000円
10444	女		昭和52年生		平成15年7月16日	36万円
					平成16年8月6日	36万円
10445	女		昭和52年生		平成15年7月16日	42万円
					平成16年8月6日	42万円
10446	女		昭和38年生		平成15年7月16日	50万円
					平成16年8月6日	62万5,000円
10447	女		昭和42年生		平成16年8月6日	50万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月24日から37年12月30日まで
年金問題が騒がれるようになって年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が5回の被保険者期間のうち、4回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和38年5月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年3月30日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和40年3月30日から同年4月1日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和22年4月1日に同社に採用され、異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人より提出があった給与明細書から、申立人はA社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C工場への異動日については、人事記録等が無く不明であるが、同社C工場の元代表取締役の供述から昭和40年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社C工場元代表取締役は、「当社は保険料納付の請求があれば当然納付していたと思われるが保険料納付等関係資料の提出は不可能」として

おり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A社B工場の同僚等の供述から判断すると、申立人は申立期間①において同社B工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社C工場の元代表取締役は、申立人の同社B工場入社当時は見習期間があったと供述している。

また、A社B工場に係る事業所別被保険者名簿から、同社B工場において申立人と同じ昭和22年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚等9人に同社の入社日を照会したところ、いずれも同年4月1日に入社したと供述している。

このことから、A社B工場では、必ずしも全従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA会B支部における資格取得日は昭和20年10月1日、資格喪失日は25年4月30日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和21年10月31日）及び取得日（22年6月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月31日から22年6月1日まで

A会B支部に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同会B支部に申立期間を含む昭和20年10月1日から25年4月29日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

二人の同僚の供述により、申立人が申立期間にA会B支部に勤務していたことが認められる。

一方、A会B支部に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、『健康保険番号*』の欄に申立人の氏名が記載され、当初、資格取得日が昭和20年10月1日、資格喪失日が25年4月30日、標準報酬月額の改定が21年10月、22年6月、23年1月及び24年5月と記録されていたものが、資格喪失日及び標準報酬月額の改定が二重線により取り消され、資格喪失日が21年10月31日に訂正され、備考欄に『健康保険番号*に転記あり』と記録されている。

また、当該『健康保険番号*』では、申立人の厚生年金保険の加入記録として、資格取得日が新たに昭和22年6月1日、資格喪失日が25年4月30日と記録され、備考欄に『重複』と記載され、申立期間の加入記録が見当たらない。

以上のことから、昭和21年10月31日に被保険者資格を喪失し、22年6月

1日に再度資格を取得する合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所(当時)における申立人に係る年金記録の記録管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人について、昭和21年10月31日に被保険者資格を喪失し、22年6月1日に被保険者資格を取得したとする届出を行ったとは考え難く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和21年10月31日)及び取得日(昭和22年6月1日)に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA会B支部における上記被保険者名簿に当初記録されていた記録から、600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における平成15年9月1日から16年7月1日までの期間に係る標準報酬月額は、22万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

また、平成18年6月10日及び19年6月10日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成18年6月10日の標準賞与額に係る記録を27万円に、19年6月10日の標準賞与額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から16年7月1日まで
② 平成18年6月10日
③ 平成19年6月10日

A社における申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から支給されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②及び③の標準賞与額の記録が無い。健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書(副)及び給与支給明細書を提出するので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は20万円と記録されているが、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(副)において、申立人の平成15年9月から適用される標準報酬月額は22万円と記載され、社会保険事務所(当時)において同年7月1日に再受付をした印が押されているのが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成15年9月から適用される標準報酬月額は22万円であるとする届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

2 給与支給明細書により、申立人は申立期間②及び③にその主張する標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、給与支給明細書から申立期間②は27万円、申立期間③は28万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月31日から同年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和32年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和32年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和32年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業

主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は昭和53年6月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入員記録及びB社が保管する社員台帳により、申立人は、申立期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金基金の加入員記録によると、昭和53年6月1日にA社C支店において資格を喪失し、同日に同社本店において資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出用紙について、当時は複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社C支店における被保険者資格喪失日を昭和53年6月1日と社会保険事務所（当時）に届け出たと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員台帳の記録から、18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を同年8月26日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月26日から同年9月26日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年8月26日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和39年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年1月1日）及び資格取得日（昭和22年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和22年1月から同年5月までは180円、同年6月から同年10月までは400円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和21年2月1日に資格を取得し、22年1月1日に資格を喪失し、その後、同年11月1日に同社同所において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、B社が保管しているA社の社会保険関係の被保険者名簿から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社の人事担当者は、上記被保険者名簿を根拠として、申立人が申立期間も継続して勤務しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと思われると供述している。

さらに、申立期間にA社C事業所において被保険者であった従業員は、いずれも加入記録が継続している。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C事業所における申立人及び同僚の申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和22年1月から同年5月までは180円、同年6月から同年10月までは400円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年1月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年2月28日まで

A社に勤務した期間のうち、平成6年11月から7年1月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年4月20日より後の同年6月5日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初記録されていた34万円から9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額において有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する標準賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出たと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を12万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る記録が無い。平成17年6月の賞与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の賞与明細書並びにA社が加入する厚生年金基金加入員記録及び健康保険組合加入記録から、申立人は申立期間にその主張する賞与額12万6,537円を支給され、当該支給額に見合う標準賞与額12万6,000円が記録されていることが確認できる。

また、A社は、社会保険事務所への届出は、当時、複写式から磁気媒体へと移行した時期であり、申立期間の届出様式は不明であるとしているが、申立人以外の従業員の賞与に係る記録が、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合において確認でき、届出様式が複写式又は磁気媒体であることから、申立人の厚生年金保険の届出だけが行われなかったとは考えにくい。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月21日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には昭和62年6月15日に入社し、同社の子会社であるB社への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった在籍証明書により、申立人が、申立期間においてもA社に継続して勤務し(昭和62年10月1日にA社から同社の子会社であるB社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和62年8月のA社におけるオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

さらに、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して誤って提出したと認めていることから、事業主が昭和62年9月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、平成3年7月23日であると認められることから、取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月23日から同年8月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にC支店への異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録データから、申立人が申立期間もA社に継続して勤務（平成3年7月23日に同社本社から同社C支店に異動）していたことが確認できる。

また、D連合会から提出のあった厚生年金基金の加入記録である「中脱記録照会（回答）」によると、申立人のA社C支店における資格取得日は、平成3年7月23日と記録されている。

さらに、B社は、厚生年金基金と社会保険事務所（当時）への被保険者資格の取得及び喪失の届出書が複写式であったか否かは不明であると回答しているが、申立期間を除いて申立人に係るオンライン記録と基金の加入記録がすべて一致している上、届出書が複写式ではなかったとする事情も認められないことから、同基金と社会保険事務所に対する被保険者資格の取得及び喪失の届出書が複写式であったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成3年7月23日にA社C支店における厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入記録における申立人の平成3年7月の記録から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年5月22日から29年3月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和29年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年5月22日から29年3月1日まで
② 昭和29年3月から同年11月まで
③ 昭和29年11月から30年3月まで
④ 昭和30年3月から32年4月まで
⑤ 昭和32年9月から33年2月まで

ノートに記録してある職歴と、厚生年金保険加入記録を比較したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間①、B社で勤務した申立期間②、C社で勤務した申立期間③及び⑤、D社で勤務した申立期間④に係る加入記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当該期間にA社で勤務していた6人の従業員の供述から、申立人は昭和29年3月1日まで同社で正社員として勤務していたことが推認できる。

また、当該従業員のうち一人は、A社では、「正社員は原則として全員、厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述している。

さらに、当該6人の従業員は、申立期間①に係る厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記録されている申立人の昭和28年4月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の給与事務担当者も死亡していることから、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、申立人は当該期間にB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、B社は、適用事業所としての記録が無く、所在地と思われる地域を管轄する法務局においても同社に係る商業登記の記録は確認できない。

また、B社は、適用事業所としての記録が無いことから、同社の従業員に照会することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③については、当該期間にC社で勤務していた複数の従業員の供述から、申立人は申立期間③当時に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、C社と同じ事業主が経営するE社の従業員の一人は、「C社及びE社の事業主は、入社から半年程度は厚生年金保険に加入させないと話していたのを覚えている。」と供述している。

また、C社の従業員二人に入社日を聴取したところ、一人の従業員は同社に入社してから2か月後に、もう一人の従業員は入社から3か月後に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

申立期間④については、申立人は当該期間にD社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、D社は、適用事業所としての記録が無く、所在地を確認することができない。

また、D社は、適用事業所としての記録が無いことから、同社の従業員に照会することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立期間④のうち昭和30年11月1日から31年2月1日までの期間はC社において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

申立期間⑤については、申立人は当該期間にC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人は昭和33年1月1日から同年7月30日までの期間はE社において厚生年金保険の被保険者となっている上、当該期間に同社で勤務していた従業員の一人は、申立人は、「昭和32年11月ごろから33年7月ごろまで同社に勤務していた。」と供述している。

また、E社の従業員の供述から、同社は入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②、③、④のうち昭和30年3月から同年11月1日まで及び31年2月1日から32年4月まで、並びに⑤のうち同年9月から33年1月1日までに係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②、③、④のうち昭和30年3月から同年11月1日まで及び31年2月1日から32年4月まで、並びに⑤のうち同年9月から33年1月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社における資格取得日は昭和25年7月25日、資格喪失日は26年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年7月25日から26年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、同社B出張所からC県のD工事現場に派遣されていた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の業務内容に係る詳細な記憶及び当時C県土木部に勤務していた申立人の大学の後輩の供述により、申立人は、申立期間にA社のD工事現場に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、申立期間は「A社B出張所からD工事現場に派遣された。」と供述しているところ、申立人が同社E出張所からF県の工事事務所に派遣されたとする昭和24年1月7日から同年5月6日までの期間は、同社本社において厚生年金保険に加入している記録があることから、同社は、出張所から他県の工事現場に異動する場合は、同社本社において厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、1冊目の同名簿における健康保険の整理番号は1番（昭和23年6月1日厚生年金保険被保険者資格取得）から203番（昭和25年4月1日同資格取得）まで記載され、2冊目の同名簿では同整理番号は最初の番号が220番（昭和26年10月1日同資格取得）となっていることから、申立人の申立期間が含まれる25年4月2日から26年9月30日までの期間に加入している被保険者が脱落しており、社

会保険事務所（当時）における年金記録に係る管理が不適切であったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社に係る厚生年金保険の資格取得日を昭和25年7月25日、資格喪失日を26年4月1日とする届出を社会保険事務所に行っていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の記録及び申立人のA社B出張所における昭和25年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の＜申立期間＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間： ＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。A社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から届出のあった賞与支払明細書により、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、＜申立期間＞（別添一覧表参照）の標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 2 月 22 日に<申立期間>（別添一覧表参照）に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る<申立期間>（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
10481	女		昭和15年生		平成18年12月25日	120,000円
					平成19年6月30日	230,000円
					平成19年12月25日	126,000円
10482	女		昭和27年生		平成18年12月25日	120,000円
					平成19年6月30日	230,000円
					平成19年12月25日	126,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和24年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月30日から同年12月1日まで

A社B工場で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に工場間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和24年12月1日に同社B工場から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和24年10月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため確認できないが、事業主が資格喪失日を昭和24年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を

含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和54年1月5日から55年10月1日までの期間及び57年10月1日から58年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を54年1月から55年9月までは14万2,000円、57年10月から58年9月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月5日から63年7月1日まで

A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の支給総額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和54年1月から55年9月までの期間及び57年10月から58年9月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、54年1月から55年9月までは14万2,000円、57年10月から58年9月までは16万円

とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が昭和54年1月から55年9月までの期間及び57年10月から58年9月までの期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間の標準報酬月額について、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和56年12月から57年9月まで、58年12月から59年9月まで、60年11月から61年9月まで、同年12月から63年6月までについては、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間のうち昭和55年10月から56年11月まで、58年10月及び同年11月、59年10月から60年10月まで、61年10月及び同年11月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんを行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月1日から同年10月1日まで、48年1月1日から同年10月1日まで及び49年10月1日から59年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、46年8月及び同年9月は6万4,000円、48年1月から同年9月までは9万2,000円、49年10月から51年3月までは11万8,000円、同年4月から52年7月までは16万円、同年8月から53年7月までは20万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は20万円、同年11月から54年1月までは22万円、同年2月は20万円、同年3月から同年6月までは22万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月から55年9月までは22万円、同年10月は19万円、同年11月及び同年12月は24万円、56年1月は22万円、同年2月から同年5月までは26万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月から58年9月までは26万円、同年10月から59年3月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から59年4月1日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給料支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生

年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、昭和46年8月及び同年9月、48年1月から同年9月まで、49年10月から51年8月まで、同年10月から58年2月まで、同年4月、同年7月から59年3月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額又は報酬月額から判断すると、申立期間のうち、昭和46年8月及び同年9月は6万4,000円、48年1月から同年9月までは9万2,000円、49年10月から51年3月までは11万8,000円、同年4月から52年7月までは16万円、同年8月から53年7月までは20万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は20万円、同年11月から54年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月から同年6月までは22万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月から55年9月までは22万円、同年10月は19万円、同年11月及び同年12月は24万円、56年1月は22万円、同年2月から同年5月までは26万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月から58年9月までは26万円、同年10月から59年3月までは32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和51年9月、58年3月、同年5月及び同年6月については、申立人は、給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を保管していないが、申立人が提出した給料支払明細書で確認できる保険料控除額が、当該期間を含めた前後の期間において一定であることから判断して、給料支払明細書が無い期間についても同額の保険料が控除されていたと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、昭和51年9月は16万円、58年3月、同年5月及び同年6月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記の期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、当時の資料等が保管されていないことから不明としているが、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額を基に算定した標準報酬月額及び社会保険事務所における申立人に係る標準報酬月額の記録が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和48年10月及び49年1月から同年3月までについては、上記給料支払明細書により確認できる、厚生年金保険料控除額に見合う

標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、記録訂正は行わない。

また、申立期間のうち、昭和46年4月から同年7月まで、同年10月から47年12月まで、48年11月及び同年12月、49年4月から同年9月までについては、オンライン記録の標準報酬月額が、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんを行わない。

さらに、給料支払明細書が無い昭和46年3月については、上記給料支払明細書が提出された同年4月から同年7月までの期間における厚生年金保険料控除額と同額の保険料が控除されていたと推認できることから、上記の理由で特例法による保険給付の対象に当たらないことから、あつせんを行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和51年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月21日から同年8月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社の子会社であるC社からA社B支社に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社内履歴台帳から判断すると、申立人が同社及び関連会社のC社に継続して勤務し(昭和51年7月21日にC社からA社B支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和51年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めていることから、事業主は申立人のA社B支社における資格取得日を昭和51年8月2日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年3月24日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間に係る賞与が、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月に支給されたことが確認されたことから、事業主は、当該あっせんにおいて履行していないと認定された申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を負っていないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された支給控除項目一覧表から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は申立人の申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成22年3月24日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん（以下「平成22年3月24日付けあっせん」という。）が行われている。

しかしながら、申立期間について、申立人は事業主から提出された支給控除項目一覧表から平成17年7月8日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できるものの、オンライン記録によれば、申立人は同年7月17日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法第19条第1項において「被保険者期間を計算する場

合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、さらに、同法第81条第2項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」と規定されている。

平成22年3月24日付けあっせんについては、平成17年7月が申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月であること、及び当該月に支給された賞与については保険料の徴収の対象とはならないことについて誤認し、当該保険料の納付義務を有するものとしてそれを履行していないと結論付けたものであるが、上記の事実等を総合的に判断すると、事業主は、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務は負っていないものと認められる。

なお、当該賞与の支給日は申立人が被保険者資格を有していた期間内の平成17年7月8日であることから、当該賞与の支給に係る記録の訂正についての平成22年3月24日付けあっせんの結論は維持されることが適当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年3月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月1日から43年3月13日まで

A社及びB社（現在は、両社ともC社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社では専務として、また、B社では代表取締役として業務を兼任していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社及びB社の商業登記簿謄本並びにA社における厚生年金保険事務責任者及び同保険事務担当者の供述から、申立人が、申立期間においてA社及び関連会社のB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は、昭和43年3月13日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではないことが確認でき、上記の事務責任者等が、申立期間における申立人の給与はA社から支払われていた旨供述していることから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年11月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月15日から同年11月8日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の従業員の供述から、申立人は、A社における業務内容に変更が無く、申立期間においても継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係るオンライン記録から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員17人のうち、雇用保険の記録照会の同意を得られた3人について、雇用保険の離職日の当日又は翌日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日となっていることが確認できるが、申立人は雇用保険の離職日が平成5年11月7日と記録されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年10月15日となっている。

しかしながら、A社の当時の代表者は、「申立人の厚生年金保険の資格喪失日は雇用保険の離職日の翌日になっているはずであり、平成5年10月分の厚生年金保険料は控除していた。」と供述し、さらに、上記従業員3人は、いずれも、「同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した月から、同社を退職した月の前月分まで、継続して厚生年金保険料を控除されていたことは間違い無い。」と供述している。

加えて、申立人は、A社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行った旨供述しているところ、オンライン記録により、平成5年11月から国民年金に加入し、その保険料を納付していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る平成5年10月の定時決定のオンライン記録により、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料について納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から5年4月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年4月30日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年3月9日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間のうち、17年12月28日に係る賞与が、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月に支給されたことが確認されたことから、事業主は、当該あっせんにおいて履行していないと認定された当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を負っていないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月8日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月29日
⑤ 平成17年12月28日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①から⑤までの標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された支給控除項目一覧表（賃金台帳）及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成22年3月9日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん（以下「平成22年3月9日付けあっせん」という。）が行われている。

しかしながら、申立期間⑤について、申立人は事業主から提出された支給控

除項目一覧表（賃金台帳）及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、平成17年12月28日に賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できるが、オンライン記録から申立人は同年12月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条第1項において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第81条第2項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

平成22年3月9日付けあっせんは、17年12月が申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月であること、及び当該月に支給された賞与については保険料の徴収の対象とはならないことについて誤認し、当該保険料の納付義務を有するものとしてそれを履行していないと結論付けたものであるが、上記の事実等を総合的に判断すると、事業主は、申立期間のうち同年12月28日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を負っていないものと認められる。

なお、当該賞与の支給日は申立人が被保険者資格を有していた期間内の平成17年12月28日であることから、当該賞与の支給に係る記録の訂正についての平成22年3月9日付けあっせんの結論は維持されることが適当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月1日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書及び源泉徴収票並びに事業主が提出した履歴書から、申立人がA社に昭和60年5月17日から申立期間を含み継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の役員が退職するとき、資料を全て破棄したため確認できないとしており、保険料を納付したか否か等について確認できず不明としているが、社会保険事務所（当時）の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和60年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和41年8月7日、資格喪失日に係る記録を44年1月1日に訂正し、それぞれの申立期間の標準報酬月額を41年8月は3万3,000円、43年12月は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月7日から同年9月1日まで
② 昭和43年12月31日から44年1月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及びA社が保管する人事調書等から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和41年8月7日に同社本社から同社B営業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社B営業所の昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の保管する辞令の記載内容により、資格取得届の書類誤りを認めていることから、事業主が昭和41年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社における適格年金の積立て委託先であるC社（当時）が退職一時金支払時に発行した「退職所得の源泉徴収票」に記載されている退職日（昭和43年12月31日）及び同社の事業主の回答から判断すると、申立人が同社に昭和43年12月31日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社B営業所の昭和43年11月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社が発行した「退職所得の源泉徴収票」に記載された退職日により、事業主は、A社B営業所に係る厚生年金保険の資格喪失日を昭和43年12月31日と誤って届け出たとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和46年10月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月21日から同年11月1日まで

C社からA社へ異動した際の年金記録が1か月間空白であることが分かった。昭和53年に退職するまで、継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の記録を調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、昭和46年10月21日にC社からA社B工場に異動し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、D会が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳には、A社B工場における資格取得日は昭和46年10月21日と記録されており、E厚生年金基金は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和46年10月21日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年10月の厚生年金基金の加入員台帳の記録から、10万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和20年9月9日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年3月から同年8月までの標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月10日から24年5月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和15年10月に入社し、一時期、海兵団に招集されている期間もあったが、復員後も同社で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における資格喪失日は、オンライン記録に昭和20年3月10日と記録されている。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は保管されておらず、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、同社に係る資格取得日は昭和17年1月1日とあるが、資格喪失日は記載されておらず、オンライン記録の資格喪失日が20年3月10日である根拠はうかがえない。

また、申立人が説明する昭和20年*月*日の空襲によるA事業所の焼失から、移転して業務を再開するまでに至る事実経過は、具体性があり、同僚は、「申立人は戦前から終戦後も勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、同年3月10日以降においても同社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、申立人については、B省C局の発行する履歴書から、昭和20年7月1日に海軍に招集され、同年9月9日に現役満期となっていることが確認できる。

加えて、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集または招集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が海軍に招集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられることから、申立人の資格喪失日は、履歴書の現役満期日である昭和20年9月9日とすることが妥当である。

なお、昭和20年3月から同年8月までの標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記載されているA事業所における18年8月の記録から、40円とすることが妥当である。

他方、申立期間のうち、昭和20年9月9日から24年5月1日までの期間については、申立人及び同僚等の供述から、申立人がA事業所又は同社の後継会社であるB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所及びD事業所の事業主の所在は不明であり、当該期間当時の申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が一緒にA事業所に勤務していたと記憶する複数の同僚にも、同社における被保険者期間の記録は確認できない上、これらの者から厚生年金保険料の控除についての供述も得られない。

さらに、B事業所は、申立人及び上記同僚が同社で厚生年金保険に加入した昭和24年5月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、昭和20年9月9日から24年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月11日から同年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(同社B工場から同社C支社総務部に異動)、同社の「給料は本社一括で計算しており、転勤であっても継続して勤務していれば当然厚生年金保険料を控除していたはず。」との回答により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日については、A社C支社総務部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人と同日の昭和42年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる22人のうち、新規加入者5人を除く17人が、同日付けで転勤異動(被保険者資格を喪失及び取得)していることがオンライン記録により確認できることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和42年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、平成15年7月10日にA病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、平成15年7月10日にA病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の各申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果それぞれ70万8,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の平成15年12月12日は58万8,000円、16年12月10日は58万7,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15年12月12日及び16年12月10日について、それぞれ70万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（平成15年12月12日は58万8,000円、16年12月10日は58万7,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日
② 平成16年12月10日

A社に勤務した期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が実際の保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同社は、社会保険事務所（当時）に事後訂正を行ったものの、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の各申立期間における標準賞与額は当初、申立期間①は58万8,000円、申立期間②は58万7,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年12月にそれぞれ70万8,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に

より、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（70万8,000円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（申立期間①は58万8,000円、申立期間②は58万7,000円）となっている。

しかしながら、賞与金支払明細書により、各申立期間について、申立人が主張する標準賞与額（70万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の各申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果それぞれ80万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の平成15年12月12日は66万1,000円、16年12月10日は65万9,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15年12月12日及び16年12月10日について、それぞれ80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（平成15年12月12日は66万1,000円、16年12月10日は65万9,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日
② 平成16年12月10日

A社に勤務した期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が実際の保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同社は、社会保険事務所（当時）に事後訂正を行ったものの、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の各申立期間における標準賞与額は当初、申立期間①は66万1,000円、申立期間②は65万9,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年12月にそれぞれ80万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（80万円）

ではなく、当初記録されていた標準賞与額（申立期間①は66万1,000円、申立期間②は65万9,000円）となっている。

しかしながら、賞与金支払明細書により、各申立期間について、申立人が主張する標準賞与額（80万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果は 80 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 65 万 9,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 80 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（65 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が実際の保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同社は、社会保険事務所（当時）に事後訂正を行ったものの、申立期間は給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は当初 65 万 9,000 円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 12 月に 80 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（80 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（65 万 9,000 円）となっている。

しかしながら、賞与金支払明細書により、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額（80 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控

除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月9日及び同年12月25日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成18年8月9日は23万4,000円、同年12月25日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月9日
② 平成18年12月25日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料（賞与）明細書と金融機関の通帳記録により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各申立期間の標準賞与額については、給与（賞与）明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、各申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、その保険料を納付していないとしていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月11日から49年3月16日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を47年7月11日に、資格喪失日に係る記録を49年3月16日とし、当該期間の標準報酬月額を47年7月から48年9月までは5万2,000円、同年10月から49年2月までは7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から49年3月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の記録により、申立期間のうち昭和47年3月1日から49年3月16日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社の親会社であるB社が保管している人事記録において、申立人が昭和47年7月11日からA社に正社員として雇用されていたことが確認できる。

なお、A社が加入していたC健康保険組合の記録から、申立人は昭和47年7月11日に健康保険被保険者資格を取得し、49年3月16日に資格を喪失していることが確認できるが、申立人及び同時期に健康保険の資格を取得した者については、厚生年金保険被保険者の資格取得に係る記録が確認できない。

一方、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できず、商業登記簿謄本によれば、既に解散していることが確認できる上、同社の代表清算人は、理由は特定できないが、同社は厚生年金保険の適用事業所にはなっていなかった旨回答している。

しかしながら、A社は、C健康保険組合に加入していること及び親会社であるB社の供述から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、A社における厚生年金保険料の給与からの控除について、申立人と同時期に同社に入社した従業員の1人は、「同社解散（昭和49年5月*日）後、厚生年金保険の適用事業所として届出していなかったことから、金額等は覚えていないが、給与から控除されていた厚生年金保険料が返還された。ほかの従業員について、保険料が還付されたかどうかは不明である。自分は親会社役員に知り合いがいたので、返還されたのは自分のみであったかもしれない。」と供述していることから、申立人の当該期間の厚生年金保険料についても、上記の同僚と同様に、事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立人は、厚生年金保険料が返還された記憶は無いと主張している上、当該返還について確認できる資料は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月11日から49年3月16日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和47年7月から48年9月までは5万2,000円、同年10月から49年2月までは7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和47年3月から49年3月までの期間において適用事業所でありながら、事業主は社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の47年7月から49年2月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間のうち、昭和47年3月1日から同年7月10日までの期間及び49年3月17日から同年3月31日までの期間については、上述のとおり、雇用保険の記録及びA社の健康保険被保険者資格喪失届から、申立人の同社における勤務が確認できない上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和45年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月21日から同年9月1日まで

昭和45年2月にA社に採用され、B営業所の配属となり、同年5月に正社員になったと記憶している。入社当初の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与履歴証明書及び「社内歴」より、申立人が申立期間にA社B営業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、上記「社内歴」により、昭和45年5月21日から同年8月31日までの期間の身分は「試雇」となっていることが確認できるところ、A社の人事担当者は、同社では「試雇」の期間も厚生年金保険に加入させ、給与から保険料を控除しており、申立期間当時の同社B営業所でも同じ取扱いをしていた旨の回答をしている。

さらに、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、他の従業員の被保険者資格取得状況を確認したところ、申立人以外の従業員はすべて入社時の「試雇」であった期間においても被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における

昭和 45 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年5月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店からの異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の人事担当者は、「申立期間当時の人事記録は残っていないものの、事務職の社員については、通常、年度替わりの4月1日を異動日としていた。」と供述していることから、同社本社における資格取得日を昭和48年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和48年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成4年3月31日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年1月及び同年2月の標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月30日から平成4年1月31日まで
② 平成4年1月31日から同年4月1日まで

昭和59年1月30日から平成4年4月1日までA社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額は、実際の給与月額と相違しているため、実際の給与に見合うよう訂正してほしい。また、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は同社に勤務し雇用保険に加入していたため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成4年1月31日から同年3月30日までの期間については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚や従業員の供述により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、平成4年1月31日より後の同年4月13日付けで、さかのぼって同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年1月31日と記録されていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について平成4年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年3月31日に訂正すること

が必要である。

なお、平成4年1月及び同年2月の標準報酬月額については、申立人のA社における3年12月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成4年3月31日から同年4月1日までの期間については、申立人は同年3月31日までA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の離職日が同年3月30日と記録され、当該期間の勤務が確認できない。

また、A社及び申立期間当時の事業主から回答が得られないことから、同社及び当該事業主から当該期間の申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人と同日に退職したとする同僚は、平成4年3月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①について、申立人の同僚が保有する給与明細書の厚生年金保険料控除額を基に算定した昭和62年10月から平成3年10月までの期間のうち37か月の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人は、当該期間のうち平成2年10月から同年12月まで及び3年2月から同年12月までについて、普通預金・納税準備金・従業員預り金取引推移一覧を保有しているが、これらの資料からは標準報酬月額を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月1日から同年10月31日までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を平成3年6月から同年9月までは32万円に訂正する必要がある。

また、申立人のA社における資格喪失日は平成3年11月30日であると認められることから、厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年10月の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から同年11月30日まで

厚生年金保険の記録によると、A社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成3年10月31日となっているが、同年11月29日まで勤務している。

また、同記録では、平成3年6月から同年9月までの標準報酬月額が16万円となっているが、41万円のはずである。雇用保険受給資格者証を提出するので、被保険者期間及び標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年6月1日から同年10月31日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月11日より後の4年3月2日付けで、32万円から16万円にさかのぼって減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記のような遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報

酬月額、事業主が社会保険事務所に、当初、届け出た平成3年6月から同年9月までは32万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成3年10月31日から同年11月29日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年11月11日より後の4年3月5日付けで、さかのぼって3年10月31日と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてA社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成3年11月30日に訂正することが必要である。

なお、平成3年10月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に、当初、届け出た標準報酬月額の記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額は41万円であったと申し立てているが、上記の訂正処理前の申立人の標準報酬月額は、当初、平成3年6月から同年9月までは32万円、同年10月は24万円と記録されている上、申立人は41万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、これを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和55年12月20日から56年1月21日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月21日に訂正し、55年12月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月20日から56年1月31日まで
厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。給与支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和55年12月20日から56年1月21日までの期間については、A社が保管している社員履歴カード、給与支払明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が同年1月20日まで同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和55年12月の給与支払明細書の保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

申立期間のうち、昭和 56 年 1 月 21 日から同年 1 月 31 日までの期間については、申立人から提出された A 社の給与明細書から、申立人は同年 1 月まで厚生年金保険料を控除されていることが認められ、事業主は、厚生年金保険料は当月控除を行っていたとしている。

しかし、A 社が保管している社員履歴カードによると、申立人は、昭和 56 年 1 月 20 日に退社と記録されており、雇用保険の記録も同年 1 月 21 日が離職日となっていることから、申立人は、当該期間において同社に勤務していなかったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 19 条第 1 項は、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定しており、また、同法第 14 条は、資格喪失の時期について、適用事業所に使用されなくなった日の翌日と規定していることから、申立人の A 社における資格喪失日は、昭和 56 年 1 月 21 日であり、申立人の主張する同年 1 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和 56 年 1 月 21 日から同年 1 月 31 日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和48年4月1日、資格喪失日が50年2月1日とされ、当該期間のうち、50年1月31日から同年2月1日までの期間については厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間として記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、平成22年2月5日付けで、年金事務所に対し、自分の資格喪失日を昭和50年2月1日に訂正する届出を行ったが、保険料は時効により納付することができず、当該訂正に係る期間は年金額の計算の基礎とならないので、申立期間を年金額の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が保管する入社・退職の記録及び同社の回答により、申立人は、A社に昭和50年1月31日まで勤務し、同年2月1日付けで同社からB社に異動したことが確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 2 月 5 日に、事業主が申立人に係る事務処理手続を誤ったとして申立人の資格喪失日を昭和 50 年 2 月 1 日に訂正する届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA医療法人における申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成5年10月から6年10月までの期間は53万円に、6年11月から7年9月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年10月31日まで

A医療法人に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険の保険料額に見合う標準報酬月額よりも低い。申立期間における給与支給明細書を提出するので、申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及び給与振込口座における給与振込の記録から判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料が事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は申立人が主張する平成5年10月から6年10月までの期間が53万円、同年11月から7年9月までの期間が59万円と記録されていたが、A医療法人が適用事業所に該当しなくなった同年10月31日の後の同年11月6日付けで、5年10月から6年10月までの期間を8万円に、同年11月から7年9月までの期間を9万2,000円に、それぞれ遡^{そきゅう}及して減額訂正されている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記の標準報酬月額を遡^{そきゅう}及して減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る適正な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年10月から6年10

月までの期間は 53 万円に、6 年 11 月から 7 年 9 月までの期間は 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年6月1日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成13年5月31日まで継続して勤務していたので、資格喪失日を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「古い記録が無く不明であるが、保険料は自動振替にしていたため、間違いなく納付していたはずだ。」と主張しているものの、A社が申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日に係る届出を、社会保険事務所（当時）に平成13年6月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難く、事業主は、申立人の資格喪失日を同年5月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当し

た場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月28日は19万4,000円、同年12月8日は39万3,000円、19年4月27日は68万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月28日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年4月27日

A組合に勤務した期間のうち、申立期間①から③までの期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同組合は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合から提出された「賞与支給明細書」により、申立人は、平成18年4月28日、同年12月8日、19年4月27日に、同組合から賞与の支払を受け、申立期間①は19万4,000円、申立期間②は39万3,000円、申立期間③は68万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び在籍期間証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(A社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、A社は、申立人に係る異動発令日は昭和40年5月1日である旨回答していることから、申立人の同社本社における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和40年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭

和 40 年 6 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和37年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月21日から38年2月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本社への異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の供述、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員の供述、及び申立人と同様に同社C工場から同社本社に異動した他の従業員のオンライン記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年12月21日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和25年2月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月15日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職金算定資料の経歴欄及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和25年2月15日にA社B事務所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和25年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成18年8月6日、資格喪失日が20年5月26日とされ、当該期間のうち、18年8月6日から19年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間のうち、18年10月1日から19年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を18年10月1日とし、当該期間の標準報酬月額を同年10月から19年8月までは11万8,000円、同年9月は11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月6日から19年10月1日まで

申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社が被保険者資格取得届を提出していなかった。同社は、既に当該届出を行ったが、申立期間の厚生年金保険料は時効により納付できず、給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成18年10月1日から19年10月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及びA社から提出された「賃金台帳・労働者名簿」から判断すると、申立人は、同社に18年8月6日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を

改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社から提出された「賃金台帳・労働者名簿」及び申立人が所持する給与明細の保険料控除額から、平成18年10月から19年8月までは11万8,000円、同年9月は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る資格取得の届出を行っていないことを認めており、当該期間に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成18年8月6日から同年10月1日までの期間について、申立人は、上記のとおり、A社に同年8月6日から継続して勤務していたことは認められるが、同社から提出された「賃金台帳・労働者名簿」及び申立人が所持する給与明細から、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月30日から同年12月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間については、関連会社への異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和45年12月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管している「厚生年金番号台帳」における申立人の資格喪失日が昭和45年11月30日と記載されていることから、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月11日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は既に記録の訂正届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与の計算表及び「預り金2006年07月度」伝票データにより、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与の計算表の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月11日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は既に記録の訂正届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与の計算表及び「預り金2006年07月度」伝票データにより、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与の計算表の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は既に記録の訂正届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月31日から57年2月1日までの期間に係るA社における資格喪失日は、昭和57年2月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

また、申立人の平成3年3月1日から5年1月31日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を平成3年3月から同年9月までは47万円に、同年10月から4年12月までを50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月31日から57年2月1日まで
② 平成3年3月1日から5年1月31日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の加入記録が無い。同社には申立期間①も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された給与に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録により、申立人が、昭和57年1月31日まで、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社は、昭和56年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の57年4月22日に、56年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消

されているとともに、被保険者資格喪失日が、当初、57年2月1日と記載されていたものを、56年10月31日に、さかのぼって訂正されている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、昭和57年2月19日に健康保険証を更新した旨の日付印が押されていることが確認でき、56年10月31日において、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が同日に同社を適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、申立人について、昭和56年10月31日に被保険者資格を喪失した旨のそきゅう訂正処理を行う合理的理由は無く、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である57年2月1日であると認められる。

また、昭和56年10月から57年1月までの標準報酬月額については、申立人の当該訂正処理前の記録から、22万円とすることが妥当である。

申立期間②については、オンライン記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年3月から同年9月までは47万円、同年10月から4年12月までは50万円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年1月31日の後の同年4月2日付けで、さかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、B社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該標準報酬月額の訂正処理日において取締役であったことが確認できる。

しかし、当該訂正処理に係る手続は、B社の事業主が自ら行ったと供述しており、また、取締役の一人が、同社の経理関係及び社会保険事務所との手続は事業主が行っていたと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年3月から同年9月までは47万円に、同年10月から4年12月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年4月11日から同年7月1日までの標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月11日から同年8月20日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額より低い。給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年4月から同年6月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書により、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元総務部長が、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額どおりに申立人の報酬月額を届け出たと供述していることから、その結果、社会保険事務所は、給料支払明細書で確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年7月については、申立人から提出された給料支払明細書により、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、当該期間は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の対象と認められないためあっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から5年3月31日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年3月31日より後の同年4月7日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が53万円から8万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は平成4年6月5日までは同社の代表取締役であったが、当該標準報酬月額の減額訂正処理日においては同社の取締役であったことが確認できる。

また、A社の元総務担当取締役は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に係る届出を申立人と異なる当時の代表取締役の指示で行ったと供述しており、複数の従業員が、代表取締役を退任し、非常勤の取締役となった申立人は会社に出勤していなかったと供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から8年12月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、営業店舗の店長であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、34万円となっていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年12月20日より後の同年12月25日付けで、6年12月1日にさかのぼって9万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の代表取締役及び経理担当取締役は、「当時、当社は経営状態が悪く、保険料の滞納が多額にあり、社会保険事務所と協議の上、標準報酬月額の減額処理や資格喪失処理に同意した。」旨供述している上、「申立人は、申立期間当時、営業店舗の店長であり、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力は無かった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年12月から8年11月までは34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和36年4月15日であると認められることから、申立期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月15日から同年4月24日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立てが認められても、厚生年金保険の加入月数が増加することはなく、年金支給額に変更が無いことは承知しているが、申立期間中、支店間異動はあったが継続して勤務していたことは確かなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社D支店において昭和36年4月15日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年4月24日に同社C支店において資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録から、申立人は、A社に継続して勤務（同社D支店から同社C支店に異動）していたことが認められる。

なお、申立人のA社D支店から同社C支店への異動日については、B社から提出のあった人事記録では、昭和36年4月15日となっている上、申立人は、「入社後初めての転勤でもあり、できるだけ早く転勤先に赴任したいと思っていたので、人事記録におけるC支店の勤務期間の始期が同年4月15日であれば、そのころには着任していたと思う。」旨供述していることから、同年4月15日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和36年4月15日であると認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年12月24日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間のうち、17年8月1日に係る賞与が、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月に支給されたことが確認されたことから、事業主は、当該あっせんにおいて履行していないと認定された当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を負っていないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月1日
② 平成15年12月1日
③ 平成16年8月2日
④ 平成16年12月1日
⑤ 平成17年8月1日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された賞与台帳一覧表から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成21年12月24日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん(以下「平成21年12月24日付けあっせん」という。)が行われている。

しかしながら、申立期間⑤について、申立人は事業主から提出された賞与台帳一覧表から、平成17年8月1日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年

金保険料を事業主により控除されていたことが確認できるが、オンライン記録から、申立人は同年8月11日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条第1項において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第81条第2項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

平成21年12月24日付けあっせんは、17年8月が申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月であること、及び当該月に支給された賞与については保険料の徴収の対象とはならないことについて誤認し、当該保険料の納付義務を有するものとしてそれを履行していないと結論付けたものであるが、上記の事実等を総合的に判断すると、事業主は、申立期間のうち同年8月1日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務は負っていないものと認められる。

なお、当該賞与の支給日は、申立人が被保険者資格を有していた期間内の平成17年8月1日であることから、当該賞与の支給に係る記録の訂正についての平成21年12月24日付けあっせんの結論は維持されることが適当である。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年12月24日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間のうち、16年12月1日に係る賞与が、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月に支給されたことが確認されたことから、事業主は、当該あっせんにおいて履行していないと認定された当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務は負っていないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月1日
② 平成16年8月2日
③ 平成16年12月1日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された賞与台帳一覧表から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成21年12月24日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん(以下「平成21年12月24日付けあっせん」という。)が行われている。

しかしながら、申立期間③については、申立人は事業主から提出された賞与台帳一覧表から、平成16年12月1日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できるが、オンライン記録から、申立人は同年12月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格

を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条第 1 項において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第 81 条第 2 項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

平成 21 年 12 月 24 日付けあっせんは、16 年 12 月が申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月であること、及び当該月に支給された賞与については保険料の徴収の対象とはならないことについて誤認し、当該保険料の納付義務を有するものとしてそれを履行していないと結論付けたものであるが、上記の事実等を総合的に判断すると、事業主は、申立期間のうち同年 12 月 1 日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務は負っていないものと認められる。

なお、当該賞与の支給日は、申立人が被保険者資格を有していた期間内の平成 16 年 12 月 1 日であることから、当該賞与の支給に係る記録の訂正についての平成 21 年 12 月 24 日付けあっせんの結論は維持されることが適当である。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年12月24日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間に係る賞与が、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月に支給されたことが確認されたことから、事業主は、当該あっせんにおいて履行していないと認定された申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務は負っていないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月1日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された賞与台帳一覧表から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成21年12月24日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん(以下「平成21年12月24日付けあっせん」という。)が行われている。

しかしながら、申立期間について、申立人は事業主から提出された賞与台帳一覧表から、平成17年12月1日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できるが、オンライン記録から申立人は同年12月23日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条第1項において「被保険者期間を計算

する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第 81 条第 2 項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

平成 21 年 12 月 24 日付けあっせんは、平成 17 年 12 月が申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月であること、及び当該月に支給された賞与については保険料の徴収の対象とはならないことについて誤認し、当該保険料の納付義務を有するものとしてそれを履行していないと結論付けたものであるが、上記の事実等を総合的に判断すると、事業主は、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務は負っていないものと認められる。

なお、当該賞与の支給日は、申立人が被保険者資格を有していた期間内の平成 17 年 12 月 1 日であることから、当該賞与の支給に係る記録の訂正についての平成 21 年 12 月 24 日付けあっせんの結論は維持されることが適当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月30日から同年12月1日まで

A社B工場には、昭和39年4月1日から同年11月30日まで継続して勤務していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、当時の給与担当者の供述から判断して、昭和39年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和39年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており確認できないが、事業主が資格喪失日を昭和39年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和21年4月1日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C売店における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、昭和25年4月1日から同年6月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年6月1日に、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和25年4月及び5月の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和25年4月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社から提出された在職期間証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和21年5月1日にA社C売店から同社D売店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和21年3月の社会保険事務所の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 B社から提出された在職期間証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②を含め継続してA社E出張所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人は、A社E出張所において昭和25年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

しかしながら、A社E出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者記録を見ると、資格喪失日欄には喪失年（昭和25年）と喪失日（1日）が確認できるものの、喪失月は数字が判別し難い。

これについて、B社は、申立期間②当時にA社E出張所に勤務していた申立人を含め5人の従業員は、同社の組織変更によりF支店の管轄下に入ったため、機械的に厚生年金保険の被保険者資格の同日喪失及び再取得を行った経緯があり、この年月日は昭和25年6月1日のはずである旨供述している。

さらに、A社E出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人以外の従業員4人の被保険者資格喪失及び再取得の記録を見ると、いずれの者も昭和25年6月1日に被保険者資格を喪失し、かつ、再取得していることが確認できる。

加えて、B社から提供された「A社50年史」によれば、A社における申立期間②当時の組織変更のきっかけとなった同社F支店の新築移転日は昭和25年5月29日とされている。

なお、申立人の、オンライン記録における昭和25年4月1日の厚生年金保険被保険者資格喪失日について、G年金事務所では理由が不明であるとしている。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、昭和25年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社E出張所における昭和25年3月及び同年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成18年7月1日、資格喪失日が19年2月1日とされ、当該期間のうち19年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

同社は、申立期間に係る資格喪失日を訂正する旨を届け出たが、申立期間の保険料を時効により納付できなかったため、申立期間は将来の年金給付に反映されない。申立期間が将来の年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された平成18年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成18年12月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認め、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月8日に資格喪失日を訂正する旨を届け出ていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る19年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、

事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から14年1月までの期間、16年7月及び17年7月から18年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月から14年1月まで
② 平成16年7月
③ 平成17年7月から18年6月まで

私は、平成14年に国民年金の加入手続をし、9年11月までさかのぼって国民年金保険料の免除申請をした。その後は毎年度免除申請をしてきたので、申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、申立期間の保険料の免除申請をした時期等の記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号が付番された平成14年4月時点では、当該期間の保険料の免除申請をすることはできない。

申立期間②については、当該期間直後の16年8月から17年6月までの期間の保険料の免除申請手続は16年9月14日に行われていることが確認でき、当該手続時点で当該期間の保険料の免除申請をすることはできず、当該同居していたとする元妻も同日に当該期間直後の期間の保険料の免除申請手続をしていることが確認でき、申立人と同様、当該期間は未納期間となっている。

申立期間③については、当該期間直後の18年7月から19年6月までの期間の保険料の免除申請手続は18年11月9日に行われていることが確認でき、当該手続時点で当該期間の保険料の免除申請をすることはできず、元妻は17年8月4日に当該期間の免除申請手続をしていることが国民年金保険料免除・納

付猶予申請書により確認できるが、申立人の申請書は確認できないなど、申立人及びその元妻が申立期間の保険料の免除申請をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から53年6月まで

私の夫は、勤務先の勧めにより昭和41年ころに市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち、初めの約5年間の保険料の納付は印紙検認方式であったが、申立人の夫は当該納付方法に関する記憶が無いと説明している。

また、申立人が所持する年金手帳には、申立期間よりも後の昭和53年7月に任意加入により初めて国民年金被保険者資格を取得した旨が記載されていることから、申立期間の保険料をさかのぼって納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、44年12月から45年6月までは海外に居住していたと説明していることから、当該期間は国民年金の適用除外期間であり、制度上、国民年金に加入することができない期間であったと考えられる上、申立人の夫は、帰国後の加入手続に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は現在所持する年金手帳のほかに手帳を交付されたかは不明と説明するなど、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から4年4月まで

私は、昭和39年の結婚後、国民年金に加入して以後、夫婦の国民年金保険料をいつも一緒に納付してきた。一時期保険料を納められない時期があったが、後に必ずさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も同期間の保険料が未納である。

また、申立人は、何回かさかのぼって保険料を納付したと説明しているものの、納付した時期、納付対象期間、納付方法及び納付金額等の記憶が曖昧である。

さらに、保険料を一緒に納付したとする夫は、オンライン記録により、申立期間直後の平成4年5月から6年3月までの保険料を6年6月27日にさかのぼって納付していることが確認できることから、申立人の当該期間の保険料も同日にさかのぼって納付されていたものと推認でき、当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7841

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、学生が国民年金への加入が義務化された平成3年4月に区役所で免除申請を行った。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを確認できる資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続、申立期間当時の年金手帳の交付及び免除に係る承認通知等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から62年2月まで

私は、20歳になった時に国民年金に加入し、国民年金保険料は自分で納付していた。結婚後の保険料は、自分か妻が納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付頻度、納付金額等の具体的な納付状況に関する記憶が曖昧であり、結婚後に申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も、保険料の納付期間、納付頻度、納付金額、納付場所等に関する記憶が定かではない。

また、申立人は、20歳になった時に国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年7月に払い出されており、申立期間当時の国民年金の加入手続、国民年金手帳の受領に関する記憶が曖昧であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年3月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した平成元年6月ころ、母親に勧められて国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の保険料額及び納付頻度に関する記憶が曖昧であり、保険料を遅れて納付した記憶が無いと説明している。

また、申立人は、平成元年6月ころに国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成5年4月ころに払い出されているほか、申立人が申立期間当時に同居していた母親の勧めで国民年金に加入したと説明している母親は、申立期間当時に申立人から国民年金に加入したことを聞いた記憶が無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月

私は、離婚後の国民年金に加入していた期間は、国民年金保険料の免除申請手続を毎年行ってきた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、申立期間の免除申請を行った時期、場所及び方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が保険料の免除申請を行った日は、オンライン記録より、平成14年6月10日と確認でき、申立期間当時の申請免除制度は、申請した日の属する月の前月以後の保険料納付が免除されることになっており、申請を行った6月時点では、申立期間である4月分の保険料は免除することができなかった期間であるなど、申立人の申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から平成元年3月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和50年*月ころに、市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付していたとする母親は、申立人の20歳の時点での年金手帳の記憶が曖昧であり、保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと説明している。

また、申立人は、申立人が20歳になった昭和50年*月ころに母親が国民年金の加入手続きを行ってくれ、加入後の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の平成元年2月に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から46年1月まで

私は、会社退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、会社退職後の昭和40年3月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の所持する国民年金手帳により、46年2月に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は任意加入前の未加入期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から49年12月まで

私の国民年金保険料は、父が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料も納付してくれていたはずである。手元に父の昭和49年分の確定申告書（控）もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付等に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の父親から、当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、父親の昭和49年分の確定申告書（控）に記載されている1人分の保険料支払額は、父親が60歳到達後の昭和49年3月12日に国民年金に任意加入し、保険料を納付していることがオンライン記録により確認できることから、父親本人分と推認できることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳の記憶は無いと説明しているなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年1月までの期間及び13年1月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月から12年1月まで
② 平成13年1月から同年4月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、私の母が納付してくれたはずである。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の国民年金の再加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の前後の期間は厚生年金保険加入期間であり、国民年金に加入するにはその都度再加入手続の必要があるが、再加入手続及び保険料納付を行っていたとする母親は、当時の状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から40年3月までの期間及び40年10月から44年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から40年3月まで
② 昭和40年10月から44年2月まで

私は、昭和36年4月に会社を退職後、友人に勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金保険料の納付場所、納付した期間及び納付金額に関する記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立期間内に2度の住所移転を行っているが、国民年金の住所変更手続きを行った記憶は無いと説明している。

また、申立期間当時は印紙検認による納付方式であったが、申立人は、印紙検認で保険料を納付した記憶が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から51年6月まで

私は、昭和53年ごろ、自宅に区の職員が来て、国民年金保険料をさかのぼって納付すれば年金を満額受給できると説明を受け、保険料を3回又は4回に分割して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は第3回特例納付実施期間中の昭和53年8月に払い出されており、オンライン記録により、申立人は、申立期間前の36年4月から41年11月までの期間の保険料を第3回特例納付により納付し、申立期間後の51年7月から53年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。当該特例納付等については、申立人は上記の手帳記号番号払出時点では、特例納付等をしなければ、60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数分の保険料を納付したと考えられること、申立人が納付したとする金額も、当該特例納付等の保険料額と53年4月から同年9月までの現年度保険料額を合わせた額におおむね一致していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から9年2月まで

私が平成4年2月に会社を退職した翌月から、国民年金保険料の納付書が届くようになった。月額1万3,300円の保険料を2回くらい納付したが滞納するようになり、再三納付を催促され最終的には差押えの通知が届き、区役所で相談の上、分納する約束をした。その約束後も納付が滞るようになり、分納する約束を3度程繰り返した。その後就職して、平成12年ころまでに未納分をすべて区役所の窓口で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、未納分の納付書が区役所から届き、その保険料を区役所で納付したと説明する内容は、過年度保険料の納付方法及び納付場所と合致しない上、最初に納付したとする金額も申立期間当初の保険料額とは大きく異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続の記憶が曖昧^{あいまい}であり、申立期間当時に申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所(当時)において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7864 (事案 5297 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から平成元年9月まで

私は、昭和60年*月に60歳に到達し、その後、65歳まで国民年金保険料を口座振替で納付し続けていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は金融機関で口座振替により申立期間の保険料を納付していたと説明しているが、60歳以上の者が国民年金に任意加入することができるようになったのは昭和61年4月からであり、60年12月時点では、制度上任意加入することはできず、保険料を納付することはできない。また、社会保険庁(当時)の記録では、申立人は、平成元年10月3日に任意加入しており、任意加入の場合には制度上、さかのぼって保険料を納付することはできない上、申立人の取引金融機関に保存されている口座振替依頼書から、平成元年10月3日に口座振替の新規申込を行っていることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年8月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の審議結果に納得がいけないとしているが、申立期間当時の加入手続及び保険料納付状況等について新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7867

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から51年1月まで

私の父は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。結婚する時に、これからは自分で保険料を納めるようにと言われたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人と同時期（昭和44年10月）に父親の経営する会社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した母親及び兄は、当時国民年金に未加入である。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後約10年経過した第3号被保険者となった時期に払い出されおり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から同年8月まで

私は、申立期間の保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続の記憶が曖昧である。

また、昭和59年時点で作成された年度別納付状況リストでは、申立人が52年4月18日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、当該リスト作成時点まで、被保険者資格の取得記録は記載されていないこと、オンライン記録により、申立期間は、平成元年2月16日に厚生年金保険加入期間の記録が追加されたことにより、国民年金加入期間とされたものであることが確認でき、申立期間当時は未加入期間とされ、保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、昭和51年10月の加入手続時に発行されたとみられる国民年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの期間、51年1月から52年1月までの期間及び56年7月から61年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から49年3月まで
② 昭和51年1月から52年1月まで
③ 昭和56年7月から61年11月まで

私は、退職後には、必ず厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っており、年金が途絶えないように国民年金保険料を母に預けて納付してもらっていた。申立期間①、②及び③の一部の保険料が未納とされ、申立期間③の一部が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和61年12月以降、厚生年金保険から国民年金への6回の切替手続を適切に行い、国民年金保険料をすべて納付しているものの、申立人からは電話照会に対する協力が得られないこと、及び申立人の母親からは申立期間当時の状況を聴取することができないことから、当時の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和62年1月ころに払い出されていることが確認できるものの、申立期間当時に、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7871

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から48年9月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続を行い、それまで未納であった期間の国民年金保険料をすべて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を一緒に納付していたとする夫は、昭和43年4月ころに払い出された2番目の国民年金手帳の記号番号で、申立期間を含む41年3月から42年11月までの期間及び47年7月から同年9月までの期間の合計24か月分の保険料を第2回特例納付によりさかのぼって納付しているものの、申立人及びその夫は、特例納付した納付額及び納付期間に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和51年1月12日時点の附則18条納付者リストにおいて申立期間直前の36年4月から同年9月までの6か月分の保険料を特例納付していることが記載されているものの、48年4月から同年9月までの期間の保険料は第2回特例納付で納付することができない期間である。

さらに、申立人の夫は申立人の2番目の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年11月時点で、過年度納付可能な48年10月までさかのぼって納付しているが、これは受給資格期間を満たすために行ったものと推察され、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、会社を退職した数か月後に、自宅で国民年金の加入勧奨に来た男性から国民年金の説明を母と共に受けた後、母は私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取できない上、申立人はその後に母親から加入手続及び保険料納付に関して説明を受けた記憶が無いため、当時の状況が不明である。

また、申立人と同じく昭和 39 年 6 月に国民年金手帳の記号番号が払い出されている母親は、同年同月に任意加入しているものの、43 年 1 月に資格喪失するまでの期間の保険料が未納となっているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から41年2月まで

私の父は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続をしてくれた。自治会の班長であった父の手伝いで自身の分も含めて班員の国民年金保険料を集金して納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続を行ってくれたとする父親から当時の加入手続及び納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、両親及び伯母の保険料を一緒に納付していたとしているが、申立人が当時居住していた町では、申立人のほか、母親及び伯母の被保険者名簿は無いとしていること、申立期間当時に申立人に国民年金の手帳番号が払い出された記録は無く、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳を見たことが無く、父親から渡されたことも無いと説明していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年12月9日に任意加入したとことにより払い出されており、申立期間は任意加入前の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成 2 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳の時に国民年金の加入手続をしてくれ、大学を卒業するまでの国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、加入手続及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 7 年 10 月ころに払い出されており、申立人が所持する年金手帳にも、「初めて被保険者となった日平成 7 年 10 月 1 日」と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、当該年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶は無く、申立人の母親も申立期間当時に申立人の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7880 (事案 5426 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

私は、昭和52年に会社を退職後すぐに国民年金に任意加入して、以後は定期的に国民年金保険料を納付してきた。59年に任意加入の喪失手続きをした記憶はなく、するはずはないと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金保険料の納付状況についての記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の資格喪失欄に昭和59年1月12日と記載され、区の印が押されていること、59年5月に作成された年度別納付状況リストにおいても59年1月に国民年金の資格を喪失していることが確認できることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月2日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、昭和57年から61年3月までの保険料を友人から紹介された金融機関の職員を通して納付していたこと、口座振替の手続を行ったことを思い出したとしているが、これらについては、申立期間当時の加入手続及び保険料納付状況等についての新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から10年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から10年5月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、送られてきた納付書により郵便局で納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間は60歳以降の任意加入期間であるが、申立人は、申立期間に係る任意加入手続に関する記憶は曖昧であり、納付した保険料額等に関する記憶も定かでない。

また、申立人は、申立期間後の平成10年6月に国民年金に任意加入していることがオンライン記録に記載されており、申立期間は未加入期間であることから、保険料を納付することはできないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年3月まで

私が昭和42年から住み込みで働いていた勤務先の店主は、時期は分からないが私の国民年金の加入手続を行い、52年6月に結婚退職するまで私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が住み込みで働いていた勤務先の店主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする店主から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、店主が申立人の国民年金加入手続を行った時期、申立人の保険料の納付を開始した時期及びいつから申立人の保険料を納付していたかについては分からないと説明しているなど、申立人の勤務先の店主が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月 1 日から 29 年 9 月 1 日まで
② 昭和 31 年 2 月 1 日から 32 年 5 月 19 日まで
③ 昭和 34 年 1 月 1 日から 38 年 1 月 26 日まで

平成 11 年ごろに、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

また、申立期間①及び②については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年7月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間③については、申立人の申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年3月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に

不自然さほうがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月5日から37年6月25日まで
平成20年6月に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年6月25日の前後2年以内に資格喪失した者12人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10人に脱退手当金の支給記録が確認でき、8人が資格喪失日から8か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和37年9月21日の直前の同年8月3日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10451

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 15 日から 36 年 9 月 16 日まで
60 歳のころに、受給資格の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 8 日から 39 年 4 月 5 日まで
② 昭和 40 年 1 月 5 日から 42 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 10 月 11 日から 44 年 1 月 25 日まで

平成 20 年 5 月ごろに、ねんきん特別便が届き、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る事業所の事業所別被保険者名簿の申立人の氏名は、旧姓から新姓に氏名変更が行われていることが確認でき、申立人は、申立期間③の事業所を退職後の昭和 44 年 11 月 * 日に婚姻していることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の上記事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10453

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 24 日から 39 年 9 月 1 日まで
平成 11 年ごろに、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 39 年 10 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月21日から29年10月21日まで
② 昭和33年11月1日から35年3月26日まで

平成22年に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ昭和35年6月21日に回答したことが記録されている上、申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和52年4月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがう上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 5 月 1 日から 22 年 9 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。自分より後から入社した妻の年金記録は昭和 22 年 7 月 1 日であるが、自分の記録はそれ以前からあるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の給与厚生関連業務の事務代行を行っているC社から提出された履歴書、在籍証明書及び3人の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において同社B支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社は、「申立期間に係る社会保険関係の届出に関しては、関連書類が残っていないため不明である。」と回答している。

また、申立人と同じ技術職で、昭和 22 年 9 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得した従業員3人は、終戦後、軍隊から職場復帰した日と資格取得日に1年以上の相違がある上、申立人の妻及び申立人が記憶している経理担当者の二人はいずれも事務職であるが、入社日と資格取得日に数か月から1年程度の相違があることが確認できる。

これらのことから、A社における厚生年金保険の扱いについては、必ずしもすべての従業員を入社（あるいは入社後、軍隊への入除隊を経て職場に復帰した時期）と同時に加入させてはいなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月25日から38年4月1日まで

A区の小学校で学童擁護員として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A区から提出された履歴カード及び同区からの回答により、申立人が申立期間に同区内の小学校に学童擁護員として勤務していたことが認められる。

しかし、A区は、申立人については、昭和38年4月に正規職員として採用したが、前歴として記録されている学童擁護員の勤務期間については、臨時職員であり、厚生年金保険には加入させておらず、給料から厚生年金保険料は控除していないとしている。

また、申立人と同じ学童擁護員をしていた複数の職員によれば、勤務当初は臨時職員だったとしている。

さらに、職員の一人は、「昭和34年末ごろ採用されたが、当時は臨時職員であり、厚生年金保険に加入したのは昭和38年6月だった。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月1日から同年11月1日まで
② 昭和32年1月1日から34年11月1日まで

A省B事務所（現在、C省D事務所）に勤務していた申立期間①及び同省E事務所に勤務していた申立期間②の加入記録が無い。当時の日記や写真から、申立期間①及び②に勤務していたのは確かなので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A省本省から提出された人事記録によると、申立人は昭和31年3月1日から同年3月31日、同年4月16日から12月28日までの期間、同省B事務所で臨時集計補助員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、D事務所及びC省本省は、「人事記録以外に資料は無く、申立期間①当時の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除等について不明である。」と回答している。

また、D事務所から提出された同僚二人の人事記録の採用年月日と厚生年金保険の加入記録をみると、一人は採用から7か月後、もう一人は3か月後に厚生年金保険に加入しているのが確認できる。

2 申立期間②について、C省本省から提出された人事記録によると、申立人は昭和32年1月16日から同年3月31日までA省B事務所、同年5月1日から33年2月28日まで同省E事務所に臨時集計補助員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、C省本省は、「人事記録以外に資料は無く、申立期間②当時の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除等について不明である。」と回答している。

また、C省本省から提出された同僚3人の人事記録から厚生年金保険の加入

記録をみると、一人は採用から3か月後、一人は6か月後、もう一人は2か月後に加入していることが確認できる。

なお、A省E事務所は昭和33年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

- 3 上記1及び2から、A省B事務所及び同省E事務所では必ずしも臨時集計補助員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和29年4月1日に採用され、同年9月末まで在籍していたことから、厚生年金保険に加入していたはずであり、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録によると、申立人は昭和29年7月26日付けで入社し、同年9月25日に退社したことが確認でき、申立期間の一部において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人を記憶している従業員が見当たらないことから、昭和29年7月26日以前の勤務状況について確認することはできない。

そこで、申立人と同じ昭和29年9月1日に厚生年金保険被保険者となっている従業員5人に照会したところ、「A社への入社は7月又は8月であるが、身分は臨時職員で採用され、成績次第で正社員に登用された。」との供述が得られた。

また、申立人と同日に入社したと記録されている従業員の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和29年9月1日であることが確認できる。

さらに、A社は、「当時の中途採用者の入社日と厚生年金保険の資格取得日の違いは、入社時の個々の社員としての条件、身分等（試用期間も含む）から、9月1日の取得になったと思われる。」と回答している。

このことから、申立期間当時、A社では、中途採用者について必ずしも全員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させてはいなかったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 20 日から 55 年 3 月 1 日まで
昭和 53 年 3 月 1 日の入社から退職する 55 年 10 月 10 日まで、営業として継続勤務しており、4 か月間の空白は不自然である。厚生年金保険未加入期間である 55 年 2 月 14 日に得意先との親睦会出席時の写真があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表取締役及び複数の従業員の供述、申立人から提出された親睦会出席時の写真により、勤務期間は特定できないものの、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元代表取締役から提出された昭和 54 年 10 月 20 日付け退職届には、同日付けで自己都合退職と記載されており、この退職届について、申立人は自分のものに相違ないとしている。

また、上記退職届と同時に提出された昭和 54 年 12 月 21 日付け雇用契約書には、同日付けで日給制の雇用契約を行い、55 年 3 月 1 日から月給制で採用する旨記載されており、元代表取締役は、この日給制の雇用契約はA社での2回目の被保険者資格取得日である 55 年 2 月末まで継続していたとしている。

さらに、元代表取締役及び複数の従業員は、正社員以外は厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 54 年 10 月 20 日を資格喪失日とする申立人の資格喪失届は、同年 11 月 5 日に社会保険事務所（当時）で受理されており、申立人の健康保険被保険者証が返納されている旨の記載があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、これ

を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 19 日から 33 年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る昭和 32 年 9 月 19 日に病気休職から復職し、A社に 33 年 3 月 31 日まで勤務したとしている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時同社に勤務していた従業員 13 名に照会したところ、3 名から回答があったものの、申立人を記憶している者は無く、また、申立人を同社に紹介したとする同僚は、申立期間前に同社を退職し、所在が不明であることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険への加入状況について確認することができなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、関係書類も保管されていないことから、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における供述及び同僚 1 名の供述から判断すると、在職期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に勤務している所在の判明した従業員 9 名に照会したところ、上記の同僚を除き、8 名が申立人を記憶しておらず、上記同僚からも、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除についての供述を得ることはできなかった。

また、B 社では、当時の事業主及び当時社会保険の事務手続等を行っていたとする事業主の妻は、既に死亡しており、申立期間当時の資料は保存されていないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、被保険者整理番号に欠番は無く、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 6 月 1 日から 26 年 6 月 15 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された会社経歴書及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社に係る事業所別被保険者名簿から、事業主の子である申立人及び後の代表取締役である申立人の兄の 2 名のみが、昭和 23 年 6 月 1 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、26 年 6 月 15 日に再取得していることが確認できるほか、同名簿に訂正等の不自然な記載はみられない。

また、B 社では当時の資料を保管しておらず、当時の事業主及び総務経理担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 9 月 21 日から 16 年 7 月 21 日まで
② 平成 17 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社の給料支払明細書及び同社の事業主、複数の従業員の供述から判断すると、申立人が当該期間に同社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、A社の事業主は、当該期間においては、申立人をアルバイトとして雇用しており、アルバイトは厚生年金保険へ加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除することはなかったと供述している。

また、申立人から提出されたA社の給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票から、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録とオンライン記録とは一致しており、かつ、申立人から提出されたA社の給料支払明細書に記載の勤務日数から、申立人の同社における退職日は平成 17 年 8 月 31 日であり、当該期間には同社に勤務していなかったと認められる。

また、A社の事業主は、給与からの厚生年金保険料の控除について、当月控除であり、申立人の平成 17 年 9 月分の厚生年金保険料は控除していないと供述しているとともに、同社から提出された賃金台帳から、申立人に係る当該期間における厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除が確認

できる関連資料及び周辺事業は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月12日から23年12月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C社（現在は、D社）に現場事務職で勤務していた時に、当時の法律に基づく企業整備により、A社に吸収合併され、そのままの身分で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びD社が保管する資料からは、申立期間に申立人が勤務していた記録が確認ができないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、D社の社史によるとC社の荷役部門がA社の直営として移管されたとあるが、当該経緯についてD社及びB社は、当時の資料が無いため不明としている。

そこで、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人と同時期にC社からA社へ移った従業員二人に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10474

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 1 日から 53 年 1 月 1 日まで

A社B事業所（現在は、A社C事業所）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には、昭和 50 年 5 月 1 日から継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚の証言等から、申立人は、申立期間当時、A社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社C事業所は、「申立人は昭和 50 年ごろに臨時雇用となり、その後、正規の勤務員になった。当時の資料を保存しておらず、申立人が正規の勤務員になった時期及び申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについては不明であるが、当時は、臨時雇用の者は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨回答している。

そこで、上記複数の同僚に当時の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、当時の責任者を含む複数の同僚は、「当時、正規雇用の者は厚生年金保険に加入していたが、臨時雇用の者は厚生年金保険に加入していなかった。申立人が正規雇用になった時期については不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月ごろから 35 年 2 月ごろまで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から、時期は特定できないが、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 32 年 8 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、その後、37 年 7 月 1 日に再度適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社が昭和 37 年 7 月 1 日に再度適用事業所になる前から勤務していたとする従業員二人に照会したところ、いずれも「適用事業所になる前の期間は、厚生年金保険料の控除は無かったと思う。」としている。

なお、A社は当時の資料を保管しておらず、元代表者も死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月25日から7年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の記録が無い。同社とは平成5年1月25日から雇用契約を結び、C社で派遣社員として働いていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社（A社の継承会社）から提出された就業履歴によると、申立人はA社と平成5年1月25日から9年4月18日までを期間とする有期雇用契約を結び、5年1月25日から8年3月31日まではC社にて、同年4月1日から9年4月18日まではD社にて、派遣社員として継続して勤務していたことは認められる。

しかし、B社から提出された給与計算結果照会（賃金台帳）によると、申立期間においては、社会保険料が控除されていないことが認められる。

また、B社は、申立期間当時、手取り収入を多くするため、本人の希望により厚生年金保険に加入させていなかったケースもあったとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 44 年 5 月 31 日まで
代表取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は昭和 31 年 5 月 2 日から代表取締役であったこと及び申立人の具体的な記憶から同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、適用事業所台帳によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 45 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社の給与担当であった申立人の妻は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していた複数の従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 45 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで

A社の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、元々62万円であった。平成14年ごろに社会保険料の滞納があり、B社会保険事務所(当時)から過去に^{さかのぼ}遡って社会保険料の訂正ということを示され、書類に押印し、私の標準報酬月額は9万8,000円に変更され、会社が滞納していた社会保険料は標準報酬月額の減額訂正による還付金により相殺されたが、私の標準報酬月額を本来の62万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成14年10月1日)より後の平成14年10月2日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、7年4月から10年3月までは59万円、同年4月から14年9月までは30万円と記録されていたものが、それぞれ9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成14年ごろに社会保険料の滞納があり、管轄社会保険事務所の担当者から、過去にさかのぼって社会保険料の訂正を指示され、書類に押印した。その結果、当社が滞納していた社会保険料については、標準報酬月額の減額訂正による還付金により相殺された。」と供述していることから、申立人はA社の代表取締役として、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、自

らの標準報酬月額記録の訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで

A社からB社に会社組織を変更したが、継続して勤務していたのに申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の事業主は兄であったが、自分が社会保険関係の手続きを行っており、被保険者記録が無いことは考えられない。また、申立期間にC病院で次男が生まれ、健康保険証も使用したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社からB社へと会社組織を変更したとしているが、商業登記簿謄本では、A社（昭和 29 年 10 月 22 日設立・存立時期は設立から 20 年）とB社（昭和 40 年 8 月 19 日設立・49 年 12 月*日解散）は別法人で設立されており、申立人が資格喪失した昭和 41 年 6 月 1 日には、両社とも存在していたことが確認できる。

一方、A社に勤務していた従業員 2 名は、「同社は昭和 41 年 4 月末ごろには事実上倒産していた。」と供述しており、申立人もその倒産の事実を認めている。

しかしながら、オンライン記録によると、上記従業員及び申立人の供述による事実上の倒産時期とは相違して、A社は、昭和 41 年 11 月 1 日にB社に名称を変更したことが記録されており、会社としては、事実上倒産した同年 4 月末ごろから同年 11 月 1 日前は、A社の名称のまま厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

そこで、A社及びB社に係る事業所別被保険者名簿から両社に勤務していたことが確認できる 3 人の従業員に照会したところ、申立人がB社に勤務していたと供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に

勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は既に解散し、事業主も死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る上記被保険者名簿では、昭和41年5月31日時点の被保険者13人のうち、申立人及び申立人の親族を含む計7人が同年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、資格喪失日の記録のほか、資格喪失届を受け付けた際に付与される受付番号（「届受番」）に「41.6.18」の記載が確認できることから、申立人の資格喪失日について、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、「自分がB社において、会社の実印を管理し、社会保険に関する手続きを行っていた。」と供述していることから、申立人が自身の被保険者資格の届出を行わないまま、給与から厚生年金保険料を控除され続けていたとは考え難い。

なお、申立人は申立期間中にC病院で次男が生まれ、健康保険証を使用したと申立てているが、同病院では、保存期間が経過していることから、資料が保管されていないため、申立人が同病院においてどの健康保険証を使用したか確認ができないとしている。

また、オンライン記録によると、当該事業所は申立期間より前の昭和39年4月1日からD組合健康保険の適用事業所になっていることが確認できるが、同組合では、当時の資料は保管しておらず、確認ができないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 1 日から 34 年 7 月 1 日まで
② 昭和 34 年 7 月 1 日から 36 年 6 月 9 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB市役所で勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していたことは確かなので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、A社の担当者は、「当社には、申立期間当時の厚生年金保険資格取得届、喪失届及び在籍名簿が残っており、これらの資料に申立人の氏名は無い。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づき当該期間において被保険者であった従業員 159 名のうち、連絡先が判明した 20 名に照会したところ、9 名から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、当該期間の後にA社の厚生年金保険の被保険者資格を取得し、給与係として同社に勤務していた従業員は、「同じ給与係の先輩3名に聞いたところ、申立人を記憶している者はいなかった。当時、退社した者は一時金をもらっていたので、一時金をもらっていないということはアルバイトの可能性が高い。」と述べている。

加えて、当該期間における前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は無く、同名簿に記載内容の訂正などの不自然な点は

見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B市役所に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、B市役所は、「正規職員及び臨時職員も含めた人事記録は保管しているが、その中に申立人の氏名は無い。」と回答している

また、B市役所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づき当該期間において被保険者であった職員 201 名のうち、連絡先が判明した 16 名に照会したところ、10 名から回答があったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、当該期間における前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は無く、同名簿に記載内容の訂正などの不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年 7 月21日から50年 2 月10日まで
② 昭和50年 5 月16日から51年 7 月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間①及び②当時の従業員等の供述から、申立人が申立期間①及び②において同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の複数の元従業員は、「入社後しばらくしたら、事業主から社会保険は自分でやるように言われていた。また、入社した当初は正社員の取扱いを受けていたが、その後、同社から業務を請負う方式に変わった。」と述べていることなどから、多数の従業員が契約形態を雇用契約から請負契約に変更していることがうかがえる。

また、申立期間①及び②に関する申立人の雇用保険の加入記録は、昭和48年 9 月17日に資格取得した後、49年 7 月20日に離職、50年 2 月10日に資格を再取得した後、同年 5 月15日に離職し、再度、51年 7 月21日に再取得していることが確認できる。これは、申立人のA社における厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①に関して、申立人は、昭和49年 7 月21日に被保険者資格を喪失し、申立人の健康保険被保険者証が返納されていることが確認でき、また、申立期間②に関して、申立人は、50年 5 月16日に被保険者資格を喪失し、申立人の健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

加えて、前述の同名簿については、申立期間①及び②における健康保険証の番号に欠番は無く、記載内容の訂正などの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに事業主及び元同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、「当社は従業員数が3人と少なく、雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と述べており、事実、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認ができない。

また、前述の元同僚の1名は、「A社は厚生年金保険に加入していなかったため、私は国民年金に加入していた。したがって、給与から厚生年金保険料の控除は無かった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から同年11月1日まで

A社に役員として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届から、申立人は、昭和29年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、再び同年11月1日に資格を取得したことが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

そして、同社の厚生年金保険担当者は、当時の従業員から、申立人は申立期間当時に病気で会社を休んでいたと聞いており、厚生年金保険の未加入期間に保険料を控除することは考え難いとしている。

また、A社の当時の代表者は既に死亡しているため供述が得られず、当時の社会保険事務担当者のうち連絡が取れた者は当時の状況を記憶していない。

さらに、申立人の次女が記憶している申立人の同僚二人及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員18人に照会したところ、上記同僚二人を含む複数の者は、「申立期間当時、申立人は病気で会社を休んでいたと思う。」と回答している。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したところ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日は昭和29年2月1日、資格取得日は同年11月1日と記録されており、上記被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月21日から28年4月30日まで

A社(現在は、B社)C工場に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い。同社には、昭和23年11月13日から継続して勤務していたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社C工場に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の事業を継承したB社では、「申立人の申立期間当時の人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。」と回答している。

そこで、申立人の申立期間当時の上司、同僚及びA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、「申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については、分からない。」との回答しか得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月1日から40年12月1日まで
② 昭和41年1月1日から45年10月5日まで

A社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの申立期間も勤務したことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の承継会社であるB社から提出された申立人に係る従業員名簿から、申立人は昭和38年7月31日にA社を退職していることが確認でき、オンライン記録における申立人の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、B社は、「当社は複数の会社を合併しているが、申立期間における人事記録に申立人の記録は見当たらないことから、いずれの会社においても再雇用はしていない。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者記録のある従業員に照会を行ったところ、申立人が申立期間に在籍していたことを供述した者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月から31年1月まで
② 昭和31年5月から32年1月まで
③ 昭和32年7月から33年9月まで

A社（現在は、B社）で勤務した申立期間①、C施設内事業所で勤務した申立期間②及びD社で勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA社に昭和30年4月から31年1月までの期間勤務していた旨主張しており、従業員供述から、勤務期間の特定はできないが同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等については不明。」と回答している。

また、A社において申立期間①に同じ業務で勤務したと申立人が記憶する同僚について、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人が同社を退職した後の昭和35年8月20日となっている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人は事業所の正式名称を明確に記憶していないものの、昭和31年5月から32年2月までの期間において、E市内のC施設で勤務していた旨主張しているところ、申立人の供述する同僚の供述から、同施設に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が「C施設内の数か所の事業所を、従業員を管理する事務所の指示により異動した。」と供述していることから、F県が保管するG事務所に係るH関係綴等を調査したが、当該資料からは、申立人の氏名を確認することはできなかつた。

また、G事務所及びE市内にあったC施設内の各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は見られず、申立人の氏名を確認することはできなかつた上、各事業所は、C施設撤退に伴い既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、申立人の勤務実態等について確認ができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③については、申立人はI市J区に所在するD社に、昭和32年7月から33年9月までの期間勤務していた旨主張しているが、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、申立期間に同所在地で厚生年金保険の適用事業所として記録されている同じ名称の適用事業所は確認することができない。

また、近接する所在地で確認できるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは、申立人の氏名を確認することはできなかつた。

さらに、申立人はD社の本店は、K県L市であった旨供述しているところ、法務局における商業登記の記録から、同市内で、事業所名称と事業内容及び取締役の名字が一致する事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名を確認することはできない上、事業主及び従業員の連絡先も不明であることから、申立人の勤務実態等について確認ができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月1日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成20年3月10日作成の年金加入記録では、同社の資格喪失日は昭和23年7月1日となっていたのに、平成21年12月14日時点の年金記録では、昭和23年3月1日に変更され、被保険者期間が4か月間減らされている。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、当該期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡しているため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、A社において社会保険事務を担当していた実姉に当時の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、原則として、厚生年金保険の資格喪失手続は退職時に行っていたが、例外的な扱いとして、勤務はしているものの何らかの理由で厚生年金保険から脱退する可能性はあった旨供述しているところ、オンライン記録によれば、申立人が記憶している当時の上司に係る被保険者期間には空白期間があることが確認できる。

さらに、申立人は、給与をA社から直接受け取ったことが無く、同社で社会保険等事務を担当していた実姉が代わりに受け取っていたため、申立人は、自身の給与から保険料が控除されていたか否かについては分からない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、A社の資格喪失日が、当初記録されていた昭和23年7月1日から同年3月1日に変更されている旨主張しているが、このことについて年金事務所に確認したところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失年月日欄に「23. 3. 1」と記録されていることが確認できることから、当初記録されていた同年7月1日は誤ったものである旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月15日から34年2月21日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所における申立人の当時の同僚及び、当時、同一事務所内にあった関連機関の元同僚の供述により、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A事業所は昭和34年2月21日に厚生年金保険の任意適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A事業所が適用事業所となった昭和34年2月21日に、申立人と同様に厚生年金保険被保険者として加入記録が確認できる当時の社会保険事務担当者は、「申立人は、昭和32年6月15日にB事業所C支部からA事業所へ移籍した。しかし、移籍直後は多忙だったため、事業所の厚生年金保険の適用手続が遅れてしまった。したがって、申立期間は厚生年金保険料を控除することは無かった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 15 日から 46 年 2 月 1 日まで
② 昭和 47 年 4 月 15 日から 52 年 4 月 15 日まで

A店（現在は、B社）に勤務した期間のうちの申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に継続して勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人に係る「改製原戸籍の附票」の写しにおいて、昭和 45 年 5 月に定めた申立人の住居としてA店の従業員寮の住所が記載されていること、申立人から提出のあった「一般用米穀類購入通帳」（D省（当時）が発行）において、同年 6 月に同通帳の交付を受けた申立人の住居として同店の従業員寮及びその住所が記載されていること、並びに同店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該期間当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、当該期間のうち、同年 5 月以降の期間に同店に勤務していたことは推認することができる。

しかし、B社では、申立期間①当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

また、上記従業員のうち二人は、いずれも、「自分は申立人と同様にフォークリフト運転手としてA店に勤務していたが、当時、同店では、厚生年金保険や健康保険については、事業主に依頼しなければ加入させてもらえなかった。」旨供述しているところ、これらの従業員が採用されたと供述している時期から上記被

保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、4か月又は9か月となっていることが確認できる。

さらに、申立人及び当時の複数の従業員は、申立期間①当時、A店には約30人の従業員が勤務していたと供述しているところ、上記被保険者名簿では、当該期間当時に厚生年金保険に加入している従業員は15人程度であることが確認できる。

これらのことから、A店では、当時、採用した従業員すべてを採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

加えて、上記二人の従業員に照会したものの、いずれも当時の給与明細書等を保管していないため、A店に採用されたと供述している時期から厚生年金保険に加入するまでの期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた3人の同僚は、いずれも連絡先が不明又は連絡が取れないため供述が得られず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

- 2 申立期間②については、申立人が記憶していた複数の同僚の供述、申立人によるC社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、オンライン記録では、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人が記憶していた複数の同僚のうち、3人については、申立人と同様にC社における厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、上記3人の同僚のうち、連絡の取れた二人に照会したものの、いずれも当時の給与明細書等を保管していないこともあり、申立期間②当時のC社における厚生年金保険の取扱いや厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、申立期間②に係る上記被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10509（事案 159 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月ごろから 43 年 3 月ごろまで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いため、年金記録確認東京地方第三者委員会に対して申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。同社に勤務していた時に保険証を使っていた覚えもあるし、当時の代表者及び同僚の氏名を思い出したので、再度調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったこと、申立人の同社における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料等が得られないこと、当時、同社は国民健康保険組合に加入していたため、申立人は、その被保険者証を政府管掌健康保険被保険者証と錯誤して記憶したものと考えられることから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年4月24日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、A社における当時の代表者及び同僚6人の氏名を思い出したとしているところ、このうち連絡の取れた二人の同僚の供述から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、オンライン記録では、A社は平成9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、その後の14年4月1日に当該適用事業所でなくなっていることが確認でき、また、同社の当時の代表者は既に死亡している

ため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、上記6人の同僚のうち、4人はいずれも死亡又は連絡先が不明であるため供述が得られず、また、連絡の取れた残りの二人に照会したものの、いずれも当時の給与明細書等を保管していないため、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、上記同僚のうち一人は、「当時、A社は、個人経営のようなものだったので、事業所として厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨供述している。

加えて、上記代表者及び同僚6人について、オンライン記録からは、A社における厚生年金保険の加入記録を確認ができない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年2月11日から同年5月17日まで
② 昭和55年8月1日から57年11月25日まで

A社又はB事業所に勤務した期間のうちの申立期間①及び同事業所に勤務した期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②も申立てに係る事業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社又はB事業所に正社員として勤務し、電話交換及び受付に係る業務に従事していた旨申し立てている。

一方、A社では、申立期間①及び②当時、申立てに係るグループ事業所の給与計算は同社において一括して行っていたとしているところ、同社から提出のあった「保険加入台帳」を見ると、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和54年2月11日、B事業所における資格取得日は同年5月17日と記録されていることが確認でき、これは、これらの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録上の申立人に係る資格喪失日及び資格取得日の記録と一致している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したものの、連絡の取れた7人のうち6人は申立人の氏名を記憶していない旨供述しており、また、残りの一人は申立人の氏名を記憶していたものの、申立人が同社に勤務していた時期について明確な記憶が無いため、これらの者から申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録は無い。

2 申立期間②については、申立人は、B事業所に正社員として勤務し、電話交換及び受付に係る業務に従事していた旨申し立てている。

一方、A社では、上記のとおり、当時、申立てに係るグループ事業所の給与計算は同社において一括して行っていたとしているところ、同社から提出のあった「保険加入台帳」を見ると、申立人のB事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和55年8月1日と記録されていることが確認でき、これは、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録上の申立人に係る資格喪失日の記録と一致している。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録は無い上、同保険の失業等給付に関する記録によると、申立人については、昭和55年7月31日にB事業所を離職した後の同年9月10日に失業給付の受給資格が決定され、同年10月16日から180日分の給付を受けていることが確認できることから、当該期間に勤務していたとは認められない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月ごろから32年6月ごろまで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所に勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分は申立期間にA事業所に勤務し、たんすの組立てなどの木工加工に従事していた。」旨申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、所在地を管轄する法務局には同事業所の商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A事業所の当時の代表者の姓を記憶しているのみである上、申立期間当時の上司や同僚の氏名を記憶していないため、当該代表者及びこれらの者を特定できず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 1 日から平成 5 年 1 月 30 日まで

代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。当時、社会保険事務所（当時）の担当職員の提案により、同事務所に対して標準報酬月額の減額に係る届出を行ったが、これは、「年金額にはそれほどの違いは無い。」との同事務所担当職員の説明に従ったものである。実際には、一般国民の無知に付け入り、徴収成績を上げるために同事務所が偽計を謀り届出を出させたものであるため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和 62 年 1 月は 36 万円、同年 2 月から平成元年 11 月までの期間は 47 万円、同年 12 月から 4 年 12 月までの期間は 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 5 年 2 月 5 日）の後の 5 年 3 月 17 日に、昭和 62 年 1 月から平成 4 年 12 月までの期間について 8 万円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本等により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成 4 年ごろからA社の経営状況が悪化し、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた旨供述している。

さらに、申立人は、当時、滞納保険料の処理について社会保険事務所の担当職員の提案を受け入れ、これに基づき、同事務所に対して標準報酬月額の減額

等に係る届出を行ったことを認めている。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人は、自らの標準報酬月額を減額して同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、これに伴い、同社の代表取締役としての責任を取り、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のとおりさかのぼって記録を訂正する処理が行われているものの、A社において、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該届出行為に責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上認められず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月1日から同年9月1日まで
厚生年金保険の記録では、申立期間の加入記録が無い。夫が代表取締役を勤めるA社が人手不足だったため、昭和42年3月から同年8月末まで6か月間勤務したので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社の当時の代表取締役は既に死亡しており、当時の社会保険事務担当者の連絡先も不明なため、同社の元代表取締役及び申立期間当時の社会保険事務担当者から、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認ができない。

また、申立人から提出された申立人の昭和42年分の源泉徴収簿のコピーには、同年3月から8月まで総支給金額及び社会保険料控除額が記載されているが、申立人から提出された申立人を含む複数の従業員の42年分（3名分）及び44年分（4名分）の源泉徴収簿のコピーを比較したところ、44年分の源泉徴収簿では4名とも1月から12月まで総支給金額及び社会保険料控除額が記載されているにもかかわらず、42年分の源泉徴収簿については、53年2月26日までA社で厚生年金保険に加入していた従業員も42年8月までしか記載が無いことから、42年分の源泉徴収簿は不自然であることがうかがわれる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、健康保険番号が82番（昭和41年4月1日）から90番（昭和43年2月26日）まで欠番が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につ

いて確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 16 日から 5 年 3 月 15 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成 4 年 3 月 16 日から同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者離職票により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、「当社は、週当たりの勤務時間が 30 時間未満の者は、雇用保険のみ加入させていた。当社で所持する社会保険管理台帳に申立人の被保険者資格取得年月日が平成 5 年 3 月 16 日と記載されているので、申立人は、申立期間当時は、週勤務 30 時間未満の勤務であったため、厚生年金保険に加入していなかったと思われる。」と回答している。

また、A社から提出された上記社会保険管理台帳では、申立人の被保険者資格取得日が平成 5 年 3 月 16 日と記載されていることが確認できる。

さらに、A社が加入している健康保険組合における申立人の被保険者資格取得日及び厚生年金基金への加入日は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の平成 5 年 3 月 16 日となっていることが確認できる。

加えて、A社の同僚は、「入社してから 2 年は半日勤務の契約だったので、雇用保険のみ加入していたが、1 日勤務の契約に変更した日からは社会保険の加入記録がある。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 10 月から 28 年 4 月まで
② 昭和 28 年 5 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、申立期間①及び②の加入記録が無い。申立期間①は、夜間高校を中退し、A社で案内係として勤務しており、申立期間②は、B社C工場で6か月勤務していたのに最初の1か月しか記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社で厚生年金保険の加入記録がある複数名の同僚を記憶しており、また、申立人と同様の業務に従事していた同社の従業員による当時の同社の様子や業務内容についての回答と申立人の供述が一致していることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の資料を保管していないため、申立人の勤務期間や保険料控除について確認ができない。」と回答しており、当時の給与・社会保険の担当者は死亡しているため、同社から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、中学校を卒業後、A社に入社した従業員は、「同社に入社して16か月後に厚生年金保険に加入した。」と回答していることから、同社では中学校卒業の従業員については、採用後、相当期間、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①に整理番号の欠番は無いことが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、B社C工場に昭和28年10月1日まで

勤務していたと申し立てている。

しかし、B社C工場は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主も死亡しているため、同社及び当該事業主から、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が記憶しているB社C工場の工場長は既に死亡しており、同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者がいないため、これらの者から申立人の申立期間②における勤務状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から32年5月1日まで
厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち申立期間の加入記録が無い。同社には昭和28年5月から勤務し、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の証言により、期間は特定できないが、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険適用事業所名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年5月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前の昭和29年ごろから同社に勤務し、申立人と同じく32年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員は、「入社当初、同社は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険に加入する以前は給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と供述している。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡しているため、同社及び当該事業主から、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 2 日から 30 年 5 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散しており、事業主と連絡が取れないことから、申立人の申立期間について、同社での勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認ができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況について照会したところ、2名の従業員は申立人が勤務していたことを覚えているものの、申立人の退職日を記憶している者はいなかった。

さらに、上記被保険者名簿から、昭和 28 年 4 月 1 日以降に入社し、申立人と同じ業務をしていた従業員全員が、「申立人のことは憶えていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月から 13 年 11 月まで

申立期間にA社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、配送や営業を担当して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る上司の証言及び申立期間の一部に係る雇用保険の加入記録により、申立人が同社に勤務したことが推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表者及び社会保険・経理担当者は死亡していることから、同社及びこれらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当時、配送業務を担当した申立人を含む4人のうち、二人は厚生年金保険の加入が確認できるが、申立人と申立人がほぼ同時期に同社に入社したとする同僚一人については、厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、申立人の上司は、「A社では、入社時にワンマン経営者の社長と話し合っただけで勤務条件を決めた。」としており、上記の入社時から被保険者記録がある同僚は、「入社時に、勤務条件はきちんとするよう要請し、社会保険に加入した。」としているところ、申立人は、「入社時に社長と勤務条件について話したが、内容は覚えていない。」としている。

加えて、同僚の一人は、「申立人と厚生年金保険の加入記録の無い同僚の二人は、アルバイトだったのではないか。」としており、上司は、「アルバイトは社会保険に加入しなかった。」としている。

また、申立人は当時の従業員数が20人くらいであったとしているが、A社に係る被保険者名簿によると、被保険者数は14人であることが確認できることから、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月30日から30年6月ごろまで
A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。しかし、申立期間は、同社に住込みで勤務し、入社後2か月して厚生年金保険被保険者証を渡されたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録では、A社は、昭和39年8月8日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人は昭和29年10月5日から31年3月5日までB社において厚生年金保険の被保険者の記録がある。

さらに、A社は平成10年9月*日に解散しており、事業主も既に亡くなっていることから、同社及び当該事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人はA社における同僚を記憶していないため、当時の同僚からは、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 6 日から同年 11 月 10 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。同様の業務に従事していた同僚には加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に廃業しており、当時の代表者の連絡先は不明であることから、同社及び当該代表者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚3人を記憶していたが、上記の同僚以外の二人は、連絡先が不明である。そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に資格取得した5人について調査したところ、5人とも連絡が取れないため、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、雇用保険について、A社では加入記録が無く、申立期間及びその前後を通して、B社で加入していることが確認できる。一方、上記同僚は、A社で厚生年金保険に加入している期間については同社で雇用保険にも加入しており、厚生年金保険の記録と雇用保険の記録は一致している。

加えて、A社は、昭和 40 年 10 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間のうち同日から同年 11 月 10 日までの期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで
③ 昭和 42 年 7 月から 43 年 1 月まで

厚生年金保険の記録によれば、申立期間①から③において加入記録が無い。しかし、申立期間①はA病院に、申立期間②はB医院に、申立期間③はC店にそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、申立人がA病院に勤務していたことは推認できる。

しかし、A病院は、「当時の資料を保管していないことから、申立人の在籍が確認できない。」としている。

また、申立人が一緒にA病院に昭和 40 年 2 月に就職したとする同僚は、申立期間の後の 41 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、ほかに申立期間に勤務していた同僚二人も、申立人が退職した同年 3 月の後の同年 4 月 1 日及び 42 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同病院では、当時、入社日と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、B医院に勤務していたと申し立てている。

しかし、B医院は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認ができない。

また、申立人は、「B医院に勤務していた時、同医院の従業員は、医者の方と私の二人だけだった。」としていることから、同医院は当時、厚生年金保

険の適用事業所の要件を満たしていなかったものとうかがえる。

申立期間③について、申立人は、C店に勤務していたと申し立てている。

しかし、C店は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認ができない。

また、申立人は、当時の上司及び同僚を記憶していないことから、これらの者から、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 3 月から同年 7 月まで

私は、旧制中学校を卒業後の昭和 19 年 3 月に A 社 B 工場に入社し兵役入隊のため同年 7 月に退社するまでの間、同工場で資材調達の外回りの仕事を行っていたが、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。A 社 B 工場に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「仕事の内容は、A 社 B 工場周辺の町工場に飛行機製造用部品の調達に走り回る仕事で、B 工場内で飛行機製造に直接携わったことはない。」と当時の勤務内容を詳細に述べていることから、申立人が A 社 B 工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、当時の上司や同僚の氏名を記憶していない上、A 社に係る被保険者名簿により、昭和 19 年 3 月に資格取得していることが確認できる同僚は、所在不明又は死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）の適用状況について確認することができない。

また、A 社の後継企業の C 社は、「申立期間当時の書類を保存していないため、申立人の勤務実態及び労働者年金保険の取扱いは不明である。」と回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社 B 工場の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、昭和 19 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間に申立人の氏名は見当たらない上、社会保険事務所（当時）が作成した A 社に係る事業所別生年月日順索引簿にお

いて、生年月日が大正 15 年 10 月 4 日から同年 11 月 1 日までの期間における氏名欄に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立期間については、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、男子の筋肉労働者のみが被保険者となるとされているところ、申立人は、「A 社 B 工場において資材調達業務に携わっていた。」と述べていることから、事業主が、申立人を筋肉労働者ではないと判断し、労働者年金保険の被保険者としなかった可能性も否定できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年から29年まで

A社で勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業を継承しているB共済組合C支部は、「既に退職している当時の同僚からの証言として、申立人が、昭和28年から29年にかけて、住み込みの料理見習いとして働いていた。」と回答していることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同事業所は、昭和32年4月1日から43年4月1日までの期間のみが厚生年金保険の適用事業所であることから、申立期間当時、同事業所は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でないため、事業を継承しているB共済組合C支部に文書照会を行ったところ、「申立期間当時の資料が無く、関係者が退職しているため、申立期間当時の厚生年金保険の保険料の控除等について確認することができない。」と回答している。

さらに、申立人が記憶している同僚7人については、6人は死亡あるいは所在不明のため連絡が取れず、あとの一人は、「申立人の保険料の控除については分からない。」と回答している。

加えて、前述の事業所別被保険者名簿から、住所が判明した一人の従業員に対し、文書照会を行ったが、回答は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年から40年まで
② 昭和40年から49年まで

A社で勤務した申立期間①及びB社で勤務した申立期間②について、それぞれ厚生年金保険の加入記録が無いので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に経理事務担当者として勤務し、社会保険の取扱いについて、同社が社会保険の適用事業所ではないことを知っている。私を含む従業員の厚生年金保険料の控除は無かった。しかし、年金受給額が少ないこともあり、同社に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と述べている。

しかし、オンライン記録によれば、A社が適用事業所となった記録が無く、また、申立人が記憶している複数の同僚は、愛称のみの記憶であることから、当該同僚を特定することができず、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

なお、A社の商業登記簿謄本から氏名が確認できる役員3人に対して、文書照会を行ったが、転居先が不明、あるいは回答が無いため、これらの者から、申立人の勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「B社（現在は、C社）に経理事務担当者として勤務し、社会保険の取扱いについて、同社が社会保険の適用事業所ではないことを知っている。私を含む従業員の厚生年金保険料の控除は無か

った。しかし、年金受給額が少ないこともあり、同社に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と申し立てている。

しかし、オンライン記録によれば、C社は、平成9年3月1日から12年9月30日までの期間のみが厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、同社は適用事業所となっていない。

なお、申立人が名前を挙げた同僚3人に対して、文書照会を行ったが、回答が無いため、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月1日から26年10月30日まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社の検査課で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚7名のうち、連絡の取れた同僚1名は、「在籍期間は不明だが、申立人がA社に勤務していたことを覚えている。」と回答していることから、申立人は、勤務期間は特定できないものの同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「当時の資料が保管されていないので、申立人の勤務実態や社会保険の加入状況については一切不明である。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた4名はいずれも申立人のことを記憶していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 30 日から同年 8 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、同社に監査役として勤務したため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された回答書から、申立人は、A 社に昭和 50 年 7 月 29 日から 57 年 7 月 29 日まで勤務し、また、雇用保険の加入記録から、C 社に同年 8 月 1 日から勤務したことは確認できるものの、申立期間における勤務が確認できない。

また、B 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人は、昭和 57 年 7 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人に係るオンライン記録、事業所別被保険者名簿の記録及び申立人から提出された厚生年金手帳に記載されている被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している当時の同僚からは、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できる供述は得られなかった。

加えて、A 社に係る商業登記簿謄本等によると、申立人が同社の監査役であった期間は、昭和 54 年 7 月 27 日から 57 年 7 月 29 日までであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月 1 日から 23 年 9 月 6 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社B工場には昭和 22 年 4 月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事担当者は、「申立人が記憶する同僚は、当社B工場（厚生年金保険は、同工場を管轄するC工場において加入）の勤労課長に昭和 23 年 6 月 1 日に就任している。」旨供述していること、当該同僚は、同社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、22年12月1日に被保険者の資格を取得し、25年8月1日に資格を喪失していることが確認できることから判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社B工場に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の人事担当者は、「昭和 34 年の風水害で資料が消失したため、申立人の人事記録、保険料控除等に係る関係資料が残っていない。」旨供述していることから、同社B工場における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、A社B工場において、勤労課長以外の同僚の氏名を覚えていない上、勤労課長は既に死亡していることから、同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、いずれも申立人を覚えておらず、「自身のB工場における勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致している。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができな

った。

さらに、申立人は、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和23年9月6日に被保険者の資格を取得し、24年7月31日に資格を喪失している記録が確認できるところ、当該被保険者記録は、同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても確認でき、オンライン記録の得喪記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 48 年 5 月まで

A社（現在は、B社C工場）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、臨時社員等の身分で継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員は、「申立人を覚えていない。」旨供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認ができない。

また、B社本社の人事担当者は、「当時の臨時社員等の人事書類は残っておらず、当時の事情を知る者もないことから、当社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いは分からない。」旨供述している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「当時、A社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 42 年 4 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元同僚による「同じ職場に勤務していたので、申立人が申立期間において同社に在籍していたことを記憶している。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、昭和 46 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の当時の代表者及び厚生年金保険担当者は既に死亡しているところ、同社の現在の代表者は、「申立期間当時、当社は厚生年金保険に加入していないことから、申立人の厚生年金保険の資格得喪に関する届出を行っておらず、厚生年金保険料は納付していない。」旨供述している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 46 年 2 月 1 日の前から勤務していたが、厚生年金保険の資格取得をする前は給与からの保険料控除はなく、その間は国民年金と国民健康保険に加入しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入はあり得ない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されてい

たことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。提出した社員名簿において同社の入社年月日が昭和38年12月1日と記載されていることから、同社には同年12月から継続して勤務しており、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった退職台帳の記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社から提出のあった「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び同社に係る健康保険組合の加入記録において、いずれも申立人の被保険者資格取得日は、昭和39年3月1日となっている上、同社の人事担当者は、「資格取得日前に保険料を給与から控除することはない。」旨供述している。

また、A社の人事担当者は、「当社は、昭和32年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となって以降、すべての従業員に係る厚生年金保険の資格の得喪届の写しを保管しているが、申立人に係る39年3月1日前に提出された当該得喪届の写しは見当たらない。」旨供述している。

さらに、A社の当時の代表者は既に死亡し、また、社会保険担当者は所在不明であるため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険

料控除されていたことを確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年ごろから57年4月ごろまで

A社には正社員として採用されたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業しており、事業主とも連絡を取ることができず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、前述の同僚は、「申立人が正社員だったか分からない。」と供述しており、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「正社員のみ厚生年金保険等に参加させていた。厚生年金保険に加入していなければアルバイトだったと思う。アルバイトの給与からは厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から23年2月29日まで
脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和23年4月19日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の給付記録欄に、脱退手当金の支給記録が確認できる上、支給決定された当時、通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和46年10月1日から49年5月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和60年7月1日から61年2月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月1日から49年5月1日まで
② 昭和60年7月1日から61年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①について、厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間②については、標準報酬月額が引き下げられている。申立期間①においては同社に継続して勤務しており、申立期間②においても給与が下がったことはなかったため、申立期間①及び②について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出されたA社作成の退職金に関する書面及び源泉徴収票には、入社日が「昭和45年2月18日」と記載されていること、及び昭和45年5月入社と同僚が、自身の入社日より前に申立人が在籍していた旨供述していることから判断すると、申立人は、同社に当該期間も営業職として継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社の代表取締役及び申立期間①当時の経理担当者は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった時点（昭和46年10月1日）では、営業職を厚生年金保険に加入させておらず、保険料の控除も行っていなかった旨供述している。

また、申立人より先に入社したとする取締役営業担当が厚生年金保険の資格を取得した日付は、入社から約7年経過後の昭和48年4月2日であり、

当該取締役は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった当初は、営業職従業員の定着が悪かったため、すぐには加入させていなかったと思う旨供述しており、さらに、同社が適用事業所となった後の昭和47年10月に営業職として入社した従業員（昭和48年2月1日資格取得）は、入社後数か月間の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった旨供述している。

これらの資格取得にかかる記録及び供述から、A社における厚生年金保険の加入については、職種により異なる取扱いがあり、申立期間①当時の従業員について、一律には厚生年金保険の加入手続が行われてはいなかったものと考えられる。

このほか、申立人について申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額が引き下げられていることについて、実際に支給されていた給与は下がっていなかったとの訂正してほしい旨申し立てている。

しかし、A社の代表取締役は、昭和60年7月に申立人の標準報酬月額を減額したことについて、「業績不振のため、給与支給額を下げた。」と回答しており、当該給与の減額処理については、従業員全員に対して説明を行った旨供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人以外にも代表取締役を含む8人（昭和60年5月以降の資格取得者を除く全被保険者）の標準報酬月額が、60年7月から61年6月までの期間において減額されていることが確認できる上、複数の従業員は、給与の減額について代表取締役から説明を受けたとしており、同社の給与減額相当分について、同社の関連会社であるB社（同一代表取締役）から、手取額が同等となるように補てんを受けていた旨供述している。

さらに、従業員の中から提出された昭和60年分と61年分のA社の給与明細書及び確定申告書控えから、60年7月から61年6月までの期間における同社の給与額が減額され、それぞれの年度において関連会社からの事業所得が計上されていることが確認できるとともに、A社における厚生年金保険料控除額が、減額された標準報酬に見合う控除額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10570

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 5 月 31 日まで
② 昭和 53 年 3 月 26 日から 54 年 7 月 31 日まで

A社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②にも同社に勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②においても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の代表者の供述及び雇用保険の加入記録から、期間までは特定できないが、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 48 年 6 月 1 日であり、申立期間①においては厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A社の代表者及び申立期間①当時同社の社会保険事務を担当していた社会保険労務士は、適用事業所となる前は厚生年金保険料を控除していない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、複数の従業員の供述から、申立人は、A社において当該期間の前の期間における業務と同種の業務に継続して従事していたことが推認できる。

しかし、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の控えにより、同社は申立人の資格喪失日を昭和53年3月26日、再度資格取得日を54年8月1日としてそれぞれ届け出ていることが確認でき、社会保険事務所（当時）の記録と一致している上、同資格喪失確認通知書には、昭和53年4月7日付けの届出の際に、申立人に係る健康保険の被保険者証が添付されたこと、及びこれに対応して、事業所別被保険者名簿にも、同日付けで、健康保険被保険者証の返戻処理がされている旨の記載があることが確認できる。

また、A社の代表者は、申立期間②当時の申立人の勤務実態及び被保険者資格を一度喪失し再度取得した理由は不明であるが、資格を喪失している期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはしていない旨供述している。

さらに、申立期間②当時のA社の関係者は、この時期に申立人が契約上独立するという話があり、社会保険を抜けたが、仕事はそのまま同社で続いていたと思う旨供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。